

第四百七十七回
国 会

参議院農林水産委員会會議録第十号

平成十二年四月十八日(火曜日)

午前十二時二分開会

委員の異動

四月十四日

辞任

浅尾慶一郎君

補欠選任

羽田雄一郎君

四月十八日

辞任

岸 宏一君

補欠選任

龜井 郁大君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

若林 正俊君

岩永 浩美君

龜谷 博昭君

小林 元君

須藤美也子君

谷本 巍君

金田 勝年君

龜井 郁大君

佐藤 昭郎君

鶴保 庸介君

中川 義雄君

三浦 一水君

森下 博之君

郡司 彰君

羽田雄一郎君

藤井 俊男君

峰崎 直樹君

鶴岡 洋君

渡辺 孝男君

大沢 辰美君

石井 一二君

國務大臣

農林水産大臣

玉沢徳一郎君

政務次官

農林水産政務次官

金田 勝年君

政府特別補佐人

公正取引委員会委員長

根来 泰周君

事務局側

常任委員会専門員

山田 榮司君

政府参考人

農林水産省経済局長

石原 葵君

農林水産省経済局統計情報部長

西藤 久三君

農林水産省農産園芸局長

木下 寛之君

農林水産省畜産局長

樋口 久俊君

農林水産省食品流通局長

福島啓史郎君

食糧庁長官

高木 賢君

水産庁長官

中須 勇雄君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(若林正俊君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十四日、浅尾慶一郎君が委員を辞任され、その補欠として羽田雄一郎君が選任されました。

○委員長(若林正俊君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に農林水産省経済局長石原葵君、同経済局統計情報部長西藤久三君、同農産園芸局長木下寛之君、同畜産局長樋口久俊君、同食品流通局長福島啓史郎君、食糧庁長官高木賢君及び水産庁長官中須勇雄君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(若林正俊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(若林正俊君) 食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては既に趣旨説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○中川義雄君 自民党の中川義雄であります。

まず最初に、有珠山の件で、大臣初め農林省挙げて取り組んでいただきました。被害を最小限に抑えていただきました。心から道民の一人として御礼申し上げます。

しかしまだ、これからいよいよ農繁期に向かって難しい課題、また漁業にも大変な課題がありますが、たくさんありますので、これは後ほど地元の要望をまとめて申し上げたい、こう思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

今回の法の改正に当たって、私はしみじみ一つのことを考えました。それは、私の住んでいる北海道の十勝の北部で、大雪山国立公園の東端に当たる町に士幌町という町があります。私は、この士幌町という町は日本一の農業地帯だと、そう考

えているんです。

この町には五百戸ぐらいの農家があります。この五百戸ぐらいの農家が持っている貯金が約六百五十五億円です。一戸当たりすると約一億三千万という大変豊かな農業地帯を形成しております。私も、かねがね日本農業をこのように欧米に負けないこんな地帯にしたいものだということもあって、その指導者といつても御意見を交わしてこれまで来ましたが、ひとしく言うことは、一つは、農家の誇り、人づくり、教育の問題が一番大事だ。第二は、みずからつくったものを少しでも付加価値を高めてそれを出荷すること、消費者に提供すること、この二つにこの五十年間取り組んできた結果がこうなったという話であります。

ちなみに、その一つの例として士幌高校という高校があります。町立の農科一科と生活科一科の本当に小さな、しかもそれは戦後開拓地の一番へんびなところにその農業高校があり、全寮制であります。

そしてまた大変なこと、北海道の場合は町立高校から道立に移管するという運動が盛んになってほとんど道立になったんです。しかし、この町だけは絶対に道立にしない、町立にしておこうと。それは、農協みずからが校舎を建てたり奨学金をつくったり、また全道から優秀な先生方を集めてくるという、そういう取り組みをしながらやってきた結果です。

私も数十回伺いましたが、入ってみてほかの高校と違ふんです。生徒も先生方も必ずいっしょいという声をかけてくれるような、そんな人間教育も完成している。しかも、教育の中身は実践教育が主体で、町内の優秀な農家に実習させながら農家の生活や農業の実態を体験させる、そして誇りを持って後継者として世に出す。このことが成功の一つのかぎだと、こう思っております。

もう一つは、付加価値を高めようということで大変な努力を重ねてきております。今、そのための加工コンビナートというのが土曜町、農協を中心とする一帯に大変な工業地帯みたいなのができております。これまでの総合計投資額はおよそ三百億を越す、しかもそれでは足りない。

なぜかという、消費地にどうしても提供するためには流通経費を軽減しないとならないということで、埼玉県の東松山市に約百億円を投下してポテトチップと野菜サラダの工場をつくっております。そしてまた、京都府の福知山市には約二十五億円かけて、これは関西方面の消費地の中心ということでポテトサラダ工場をつくっております。このようにみずからの地帯に、農産物の地帯にも十七の工場を持ついわば農業コンプレックス、そういうものを形成すると同時に、消費地に近い地域にもみずから進んでそういうものをつくって、またその地域の発展にも貢献している。こんな土曜農業の姿です。

そして、土曜農業の総生産額が約二百十億円、一戸当たりすると四千万強であります。そして、出荷額が二百五十億円、その他のいろんな流通等の波及効果を考えますと、土曜農民合せて約五百億円ぐらいの生産効果を上げています。その結果がこのようなすばらしい地帯をつくり、農民みずから農産物加工に取り組んで付加価値の高い農業コンビナートの地帯を実現して、このような姿を実現したわけであります。

私は、今回提案された法案がこのように食品産業と農業との連携を強化し、農業者、農協みずから行う農産物加工の支援という意味でこの法律はどのような役割を果たし得るのか、そしてこのような農業地帯を全国至るところにつくってみたいものだ、そんな夢を込めて、まず大臣の抱負を聞かせていただきたいと思ひます。

○國務大臣(玉沢徳一郎君) 今、委員が言われましたことは大変なことだと思ひます。まず、生産者が原料の販売のみならず、付加価値をつけて農産物の加工品を産出するということが

は極めて重要なことである、こういうふうに見えるわけではございまして、それを通じて地域経済においても重要な役割を果たしていると考えております。

農協等により農産物加工施設の整備につきましては、これまでも各種補助事業により支援をしてきておりまして、さらに今回の改正におきましては、新たに食品製造業者と農林漁業者との連携を通じて種々の取り組みを支援対象とすることとしたしてあるわけでありまして、これによりまして、農業者、農協におきましては販路の開拓と確保を図ることができ、また食品製造業者の有する知識、技術、ノウハウ等の移転、消費者ニーズの把握ができるかと存じます。また、食品製造業者の負担による生産加工施設等の整備等が期待をされることと存じます。

このことによりまして、農協等のさらに付加価値の高い農産物加工への取り組みの展開が促進をされるとともに、農業経営や農家所得の安定、向上に資するものと考えているところであります。

○中川義雄君 この土曜町では、また一方では農協の持っている資産、含み資産を含めると五百億円とも一十億円とも言われている、全国にいろんなところに倉庫群を持って、その土地だとか何か。そうすると、農家にしますと、農協の持っている資産、一戸当たりすると二億円近くになるものですか、離農するとその二億円を放棄するような気になりますから、まず最近この町へ行っても離農が多い中で、この町では後継者がいなくても、いわば婿さんと云ったら悪いですが、とってでも強引に後継者にするという傾向がある。後継者に悩んでいる地域の皆さん方にはうらやましいような地域になっております。これもやはり豊かな農業地帯をつくるというんな心配が解決するということになるものだ、こう思っております。

そこで、今回の食品法の改正によって、私は食品産業と農業者との連携を推進して、一つには農林漁業者、二つには食品産業、三つにはやっぱり

消費者、それぞれに効果を期待していると思ひますが、このことについて大臣の考え方があればお示しいただきたいと思ひます。

○國務大臣(玉沢徳一郎君) 今回の法改正によりまして食品産業と農林漁業者との連携、食品産業の技術開発や卸売市場の活性化が推進されることを通じて、まず農林漁業者に対する効果といたしましては、食品産業と安定的な取引関係を構築することによりまして農林水産物の安定的な販路の確保が図られることが第一点であります。第二点としましては、農林水産物の集出荷施設や農林漁業生産施設が食品産業により整備されることが挙げられると思ひます。

また、食品産業に対する効果といたしましては、農林漁業者との安定的な取引関係を構築することによりまして、良質な原材料農林水産物を調達できる、こういうことがあつたと存じます。また、食品産業の技術水準の向上が図られること、さらに卸売市場の活性化により流通の合理化が図られることが挙げられると思ひます。

さらに、消費者に対する効果といたしましては、食品の生産、流通、加工の改善が図られ、品質の高い食品が合理的な価格で安定的に供給されることが挙げられると思ひます。

○中川義雄君 次に、政務次官にお伺いしたいのがございまして、今回の法改正で卸売市場のことについて触れておりますが、卸売市場は国民生活に不可欠な生鮮食料品を迅速かつ安定的に供給する上でこれまでも重要な役割を果たしてきておりますが、この卸売市場のあり方についてこの法律ではどのような形をとつてどのような姿を求めているのか、政務次官の考え方を示していただきたいと思ひます。

○政務次官(金田勝年君) ただいま委員から御指摘ありました卸売市場につきましては、近年の卸売市場をめぐる情勢につきましては、御承知のとおり、市場外流通の進展あるいは市場関係業者の経営の悪化というような状況が見られておりまし

て、卸売市場の活性化という課題が急がれる状況ということになっておるわけでありまして。

一方、生鮮食料品につきましては、例えば腐りやすいとか、あるいはたくさんとれたら、またとれなかつたという豊凶変動が激しいという商品特性があるわけございまして、今後とも卸売市場が消費者に対しては迅速かつ効率的な生鮮食料品の提供、そしてまた生産者に対しては確実にかつ迅速な販路の提供、そして流通・小売業者に対しては取引の場の提供という、卸売市場の持つ役割を適切に果たしていくことが必要だということを考えているわけでありまして。

このようなことを考慮いたしまして、昨年改正されました卸売市場法のもとで関係業者の経営体制の強化、そしてまた市場利用者のニーズに応じた取引方法の改善といった措置を講じますことによりまして、市場外流通との競争力を高めまして、卸売市場がその役割を今後とも十分に果たしていくことができるように努めていきたいというふうにご考えておる次第であります。

○中川義雄君 続きまして、政務次官にまたお伺いしたいんですが、国内農産物の需要者、最終的には消費者であります、その中間で食品産業の事業基盤の強化を図らなければならないと思ひます。そして、あわせて国内農産物の需要拡大、要するに国内農産物を大事にする食品産業の基盤の強化ということが非常に大事だと思ひますが、このことについての御見解を伺いたいと思ひます。

○政務次官(金田勝年君) 国内農産物の需要の拡大を図ることが重要だという御指摘でございまして、けれども、食品産業はその原材料調達で三分の二を国内の農林水産物に依存しているわけでありまして、また、その地域経済に占めますウエートが農林漁業の主産品といえます。農林漁業の盛んな県ほど高いという状況にございまして、地域農林漁業と深く結びついた地場産業としての食品産業の性格というものがあつたわけでありまして、こ

の食品産業と農林漁業との連携を促進するよう
に、食品生産販売提携事業あるいは地域の農林水
産物の新たな加工技術開発等の支援を行います新
技術研究開発事業、こういった事業を追加、拡充
することとお考えのわけであります。

これらの事業を活用することによりまして、食
品産業の事業基盤の強化あるいは国産農産物の需
要の拡大というものが図られていくものであると
いうふうに考えておる次第であります。

○中川義雄君 食品流通局長に事務的なことだか
らお伺いしたいと思いますが、食品流通構造改善
促進法につきましては、平成三年度に制定され、
今回大幅な改正になりますが、今日に至るまでど
のような効果を上げていますか、小さい問題じゃな
くて、こういうことで大きな効果を上げたという
ものについて例示していただきたいと思ひます。

○政府参考人(福島啓史郎君) 今、先生御指摘が
ありましたように、この食品流通構造改善促進法
は平成三年に制定されているわけでございます。
それ以降、これまでにこの構造改善事業の認定件
数として二百八十九件認定されております。
そのことによりまして、生産者とそれから販
売業者の直接取引によりまして効率のな流通シス
テムがつくられてきているということが一つ。それ
から、卸売市場の機能の高度化のための冷蔵保管
施設等の施設整備が進んでおるということ。
それから、食品販売業におきまして冷蔵あるいは冷
凍ショーケースなど、あるいは多温度帯の配送車
といったような近代化施設の整備が行われている
ということ。また、件数は少ないわけでございます
が、今後、増加傾向にあります食品商業集積施設
につきましまして店舗の集約化が進められるとい
うこと。そういうことによりまして食品流通の合
理化、高度化が図られてきているというふうに考
えているわけでございます。

こうした取り組みを通じて、先ほど大臣か
ら御答弁がありましたように、農林漁業者に対し
ましては国産農産物の販路の確保なりあるいは経
営の改善が図られているということ、また消費者

に対しましては高鮮度で、かつ高品質な食品を効
率的に供給されるようになってきているというこ
と、また販売業者に対しましては店舗の近代化等
が図られているということ、それらにこの構造改
善促進法は少なからず寄与しているというふうに
考えているわけでございます。

今回、事業内容を拡充しているわけございま
すが、拡充した事業を含めまして、各種の構造改
善事業の着実な実施に努めまして、食品流通構造
改善を推進してまいりたいというふうに考えてい
るところでございます。

○中川義雄君 局長にお伺いしますが、先ほど土
曜農協の例を挙げて紹介させていただきましたが、
このような例は全国至るところにあると思ひ
ます。

それで、農民や農協系統による原産地における
加工がどうなっているか、または消費地に近づけ
てどんなような状態で加工をしているか。代表的
な事例でよろしいですから、これはこの促進法の
目指す大きな目標の一つになっておりますので、
事例として挙げていただきたいと思ひます。

○政府参考人(福島啓史郎君) 今、先生言われま
した農協系統が行う農産物加工につきましては、
先ほど土曜農協の例がございました。また、北海
道では牛乳を利用しましたカマンベールチーズの
生産という事例もございします。また、青森県では
リンゴジュースの製造という事例がございします。
茨城県では地場の小粒大豆を利用しました納豆製
造、それから福井県では小粒ラッキョウを利用し
ましたハナラッキョウ漬の生産、それから和歌
山県では梅干しの製造、それから高知県ではユズ
の加工、また鹿児島県では黒豚ハムや鶏肉加工品
の製造等、各地域の特産農産物を活用いたしまし
た食品加工が行われているところでございします。

また、消費地において食品加工施設の整備の
例としまして、先ほど先生から御指摘がありまし
た土曜農協の埼玉県より京都府下におきますポテ
トチップスなりポテトサラダ工場のはかに、最近
ホクレンが山梨県下に北海道産のジャガイモを使

いましたポテトサラダ工場を設置しているとい
う、そういう事例が見られるところでございま
す。

○中川義雄君 これで最後にしますが、土曜農協
ではこれからの最高の課題として、土曜農協がこ
ういう大変なすばらしい食品加工センターみたい
なものをつくり上げた最初は、昭和三十年に大変
な苦勞をして合理化でん粉工場をつくったところ
から始まったんです。その施設が大きな効果を今
日まで生んできたんですが、老朽化が進んで、今
これまた大変な悪臭を生んだり、廃液をどう処理
するかという大問題に直面して、これを全面的に
建てかえをしなければならぬ。約百五十億円投
下する。農林省にも要望が上がってきておると思
いますが、これは答えていただかなくても結構で
すが、できれば前向きにこれに対応していただ
きたい。

百五十億ということになりますと、幾ら土曜農
協が力があってもやはり国の助成が必要だと思ひ
ます。この促進法に基づいたこういうモデル的な
ことをやっている地域ですから、大臣、細かい話
ですが、前向きに検討すると言
いだいて、私の質問を終わらせていただきたい
と思ひます。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 前向きに検討いたし
ます。

○藤井俊男君 民主党・新緑風会の藤井俊男で
ございします。
法案質疑の前にどうしてもお聞きしておかな
ければならない問題が何点ありますので、それを
先に、関連がございしますのでお聞きいたしま
いたいと思ひます。

それは水産庁の船舶燃料の入札談合疑惑につ
いてであります。時間の関係で端的にお聞きして
まいりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思
ひます。

この件につきましては、先日、水産庁入札談合
疑惑ということで船舶燃料をめぐる卸売業者との
談合問題が大きく報道されておりますので、この

関係について、事実経過についてまず大臣の知り
得る範囲でひとつお答えを賜ればと思ひます。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 水産庁船舶燃料の入
札に關しまして、公正取引委員会による立入検査
が四月十二日以降、関係業者に対して行われたこ
とにつきましては報告を受けておりますが、具体
的な調査内容等、事実関係につきましては承知い
たしておらないところであります。

なお、農林水産省といたしましては、公正取引
委員会から連絡を受けるまで今回の談合疑惑につ
いては全く承知していなかったとの報告を受けて
おるところであります。

○藤井俊男君 大臣は承知しておらないとい
うことでございしますが、最高の責任者でございま
すが、それではこの会合現場を検査した担当の公正
取引委員会は事実経過についてどう思ひていま
すか。

○政府特別補佐人(根来泰周君) 大変恐縮でござ
いしますが、いつも申し上げているところでござ
いますけれども、具体的な案件については申し上げ
ないことでお許しいただいているわけございま
すが、既にただいま大臣がおっしゃったこと、あ
るいは新聞報道でなされているということにつ
いて私どもは否定するところではございしません。

○藤井俊男君 どうも具体的に何ら報告がなされ
ていないわけでございますが、これにつきましては
水産庁の入札談合疑惑ということで大きく新聞
等でも報道されている関係がございしますので、私
ども委員会といたしましてはこれは避けては通れ
ないと私は思っております。

大臣は承知しておらない、あるいは具体的な関
係についてはどうも事実経過が報告をされないと
いうことの中で、なぜ公正取引委員会は四月十二
日に立入検査をしたのか、お聞かせ賜りたいと思
ひます。

○政府特別補佐人(根来泰周君) これは新聞に報
道されているところでございしますのでそれを前提
に申し上げるしかないのでございしますが、委員会
でいろいろ御調査なさるといふことについては私

ども全面的にいつも協力申し上げているところでごさいますけれども、何しろ、一般的に申しますと、事件というものは始まったときには要するに雲をつかむような話でありまして、それがだんだん星雲になり、星になっていくという形であります。

そういうことで、最終的に決まりますと私どもは勧告という立場になるわけでございしますが、そのときにははっきり御報告できるのでございしますけれども、それまではどうもはっきりしないところがございますし、また関係者に対する影響もございしますので、答弁をお許しただいていられるわけでございします。

おっしゃることはよくわかるわけでございまして、この新聞を前提にしますと、そういう立入検査をしたということは私も否定するところではございしません。

○藤井俊男君 これは、事件の始まりというのは、私も公正取引委員会事務局の独占禁止法ガイドブックで読ませていただきましたけれども、事件の端緒ということで、それぞいろいろなこれにまつ一般の方からの報告とか、あるいは公正取引委員会が求めていかなければならないといういろいろな違反行為が発生したときという点がありまして、この新聞等の報道によりまして、どうも業者名も明らかにされているというところとございまして、これは業者も二社ここに名前も記されておられますね。それらについても公正取引委員会が調べているということで、名前についてはユアサ商事あるいは三愛石油という、これらも名前が出てくるわけですね。

これは、今、否定はしない、はっきり報告はできないけれども、答弁をお許しただきたいというところとございしますけれども、会合現場に参加していた業者、これぐらいいは把握しているのではないかと申すんですが、いかがですか。

○政府特別補佐人(根来泰周君) 当然、担当者は把握していると思えますけれども、先ほども申しましたように、どういいう会社が関与しているかと

いうのはこれからの調査によるわけでございしますので、今ここでどの会社ということになりまして、間違えたことを申し上げる可能性もありますし、またその会社に対する影響もございしますので、従来からこういう点については答弁を差し控えていたいただきたい、こういうことをお願い申し上げている次第であります。

○藤井俊男君 それでは何の先も出ないわけでございしますので、私たちが委員の立場でここで質疑をしてもいいか、なにかという気はいたしますけれども、

そもそも立入検査を何を行ったのか、そのぐらいはわかるでしょう。いかがですか。

○政府特別補佐人(根来泰周君) これは、私も新聞に公表したわけではなくて、新聞が独自に取材したわけでございしますので、先ほども申しましたように、新聞の報道を否定するわけではございしません。

この新聞の報道を否定しないということになりますと、やはり談合といえますか独占禁止法第三条違反の疑いということとを前提にしていると私は考えております。

○藤井俊男君 そもそも警察とは違いますけれども、公正取引委員会ですら、資料、証拠物件、これ押収と言ふんじ警察のようにになりますので、提出されておるぐらいいは、これは委員長として掌握しておりますか。

○政府特別補佐人(根来泰周君) こういう事件は事務担当者がおるものですから、私どもは事務担当者からそういう調査をするという報告は受けておりますが、結論的には最終的に全部仕上がったときに委員会に報告が上がりまして、細部にわたって報告を受けているわけでございまして、細部にわたって報告を受けている以上、結審を委員長として待つまで報告を受けられない、こんなことでは私はいかぬと思ふんです。

○藤井俊男君 報道されている以上、結審を委員長として待つまで報告を受けられない、こんなことでは私はいかぬと思ふんです。

○政府特別補佐人(根来泰周君) 当然、担当者は把握していると思えますけれども、先ほども申しましたように、どういいう会社が関与しているかと

道もされていることですから、この辺は私はやっぱり承知しておく必要があると思ひますが、いかがですか。

○政府特別補佐人(根来泰周君) いろいろ御説明するとややこしいんですけれども、こういう事件はいっぱいありまして、私もこれを一々報告を受けておりますとなかなか事日なきありさということになるんですけれども、当然こういう役所の関係の事件とかそういう重大な事件については中間報告がございしますので、その中間報告を受けてまして委員会として事務局にどういいう方向で調査しろとか、あるいはどの点が調査が足りないというサジェスチョンを行って最終的に勧告ということになるのでございします。

だから、全くその報告を受けないというわけではございしませんけれども、一々委員会があしるころころという指示はしておりません。

○藤井俊男君 今、発言がございしましたけれども、こういう事件がいっぱいあるようなことが今、答弁にありましたけれども、困るわけですよ。こういう事件がいっぱいあるというんですからね。それは問題なことになりますよ、あるのかどうかということも。

それで、中間報告のときに求めるということとありますけれども、じゃこの水産庁の関係で一つは二十日会と呼ばれる組織をつくっている、こういう情報もあるわけですが、この辺については承知していただけますか。

○政府特別補佐人(根来泰周君) これはこの調査の内容にわたるわけでございしますので、ちょっとここでどういいうと申し上げるというのはお許しいただければありがたいと思ひます。

○藤井俊男君 先が出ませんので、時間もありませんが、これは発注側の責任者としてその問題への対応を私は聞く必要があるだろうと思ひますので、まず水産庁長官、いかがですか。

○政府参考人(中須勇雄君) 私ども発注側の責任というお話でございましたが、まず本件につきましては今のお話のとおり公正取引委員会の調査が

開始されたという段階でございしますので、まず何よりも私も公正取引委員会の調査に必要な協力は行っていく、こういうふうな考えております。

それから、公正取引委員会の調査結果がわかった段階で、私もといたしまして発注主体として必要な調査あるいは措置をとっていく、こういうふうに対応したいと思っております。

○藤井俊男君 発注側の元締めでございします、最高の責任者であります農水大臣はこれについてどう思ひますか。対応しますか。

○国務大臣(玉沢一郎君) 公正取引委員会の調査結果を待つて、農林水産省といたしまして発注主体としての必要な調査や措置を行ってまいり考えであります。

○藤井俊男君 先ほど公正取引委員会の委員長さんからお話がありましたけれども、こういう事件がいっぱいあるんだと、私はあつては困ると思ひます。

先日も私の隣の峰崎先生の方からもこの農林水産の関係で談合の問題を指摘されておりますので、それらを踏まえまして、その後すぐ入札談合という形で出たものですから、ぜひ徹底的にこの辺は調査していただいて速やかな対応をひとつ要請したいと思っております。

時間の関係で次に入ります。

これは荏原製作所の藤沢工場のダイオキシン汚染問題についてでございます。

このダイオキシンの問題は、荏原藤沢工場が配管を誤りまして、八年前も、今大きな問題となつておりますダイオキシン、基準の八千百倍も排水を河川に流していたということであります。大きな問題でありまして、私たち農水委員会といたしましてこれは避けては通れない問題だということと私は考えておりますので、何点かお聞かせ賜りたいと思ひます。

これにつきましては、神奈川県藤沢市の引地川でございしますけれども、この川が相模湾に流れているわけでございしますが、汚染への不安を深刻に思ひます。まず、これについて農林水産省とし

ではどう対応されてきたのか、お聞かせ賜りたいと思います。

○政府参考人(中須勇雄君) ただいま先生御指摘のとおり経過でございますが、もう少し詳しく申し上げますと、環境庁が平成十年度に実施をいたしましたダイオキシンの緊急全国一斉調査で、今御指摘のありました引地川、大変高い濃度のダイオキシンが見つかった、水質濃度が高かったということで、地元自治体が追跡調査を行いまして、ことしの三月二十二日に、荏原製作所藤沢工場、そこが原因だということを、そこからの排水だということを確認し、翌三月二十三日夕刻に工場内に設定されている焼却施設の稼働それからこの施設からの排水の排出を停止させる、こういう措置がとられたものでございます。

こうした情報を受けまして、私も、まず県の水産当局と十分連絡を図った上で、環境庁及び神奈川県当局に対して漁業の実態を踏まえた適切な調査を実施するというをお願い申し上げました。これを受けて、現在、環境庁及び県によりまして周辺環境の安全性を確認するための水質、底質及び魚介類中のダイオキシン類濃度についての調査が実施されている最中である、こういうふう認識しております。

○藤井俊男君 水産庁で県の調査をお願いをしているという、その最中だということでありまして、けれども、じゃ実際の調査はなされてないわけですね。だからこれは水産庁として現場等を訪れて直接お聞きしておるんですか。この辺の關係はどうですか。

○政府参考人(中須勇雄君) ただいまの調査のことに関しましては、私も中央水産研究所の横須賀支所というのがございます、ここからこの荏原製作所のダイオキシン問題に関連いたしました、神奈川県に対して我々としても協力する用意があるので、標準採取とかあるいは底質、水質の検査、あるいは流入河川水の挙動というのか、海に行つてどういふふうに流れていくか、こういうことについて協力をする旨申し入れをいたしました。

た。

これに對しまして県の方からは、県として調査をするので、今後必要があれば研究所に協力を要請しますということで、とりあえずは県が実施をするということで、先ほど申しましたような形で調査が行われている、こういうことでござい

○藤井俊男君 農水省として土壌を守る、あるいは環境を守る、漁業を守る、国民に安全であるというところで魚介類についても発表すべきだろうと思ふんですが、この辺の關係をお聞かせ賜りたいと思います。

それと、漁業への影響はないのかどうか、あつたのかどうか、やっぱりこの辺ははっきりしておかなくちゃいかぬと思ひます。時間の關係で端的にお答えいただきたい。

○政府参考人(中須勇雄君) 御承知のとおりダイオキシン、一定の時間はかかるわけでござい

ますが、既に標本は採取し、検査中ということでございますので、結果は当然公表されるというふうに考えております。

なお、ちょっとそれに関連して一言申し上げますれば、今このお話がございました相模湾ではシラスがちょうど盛漁期というか最中でござい

ます。たまたま環境庁からは、過去にこの海域でのシラスについて調査した結果がございまして、〇・四ピコグラムという結果が出ておりまして、これは平均的な魚介類の濃度に比べると十分低く、特に問題がない、こういうことが環境庁から公表をされております。これは、私も調べる

おりますほかの魚介類の調査から見ても低い数値というところでござい

るいはなかなか売れない、こういう問題が起きております。このために、漁業協同組合と荏原製作所との間でも話し合いが持たれておりまして、荏原製作所側は、そもそも自分たちの落ち度という

か、そういう問題でござい

ます。誠意を持ってそういう問題については対応するという話し合いがなされているというふう

に県を通じて伺っております。

○藤井俊男君 農産物のダイオキシン問題、御存じのように、昨年、埼玉県の、私もふるさどでござい

ますけれども、所沢でダイオキシンのホウレンソウの問題で大きな問題となりまして、知事みずからが出て陳情して、そしてまた駅前デラシも配布をして、参議院議長をやった土屋義彦知事

でございますが、私も推薦をしてやっています知事でございますが、一生懸命に知事も努力をされておるわけでござい

ますので、国民がこの重大な影響を与えるダイオキシン問題については不安を払拭していかなく

ちならないと思ひますので、風評被害が出ていくようでも困りますので、ぜひこの辺の關係についてはひとつ農林水産省としてもみずから汗をかくて頑張つていただ

きたいと思ひます。要望しておきます。

次に、食品表示法について伺いをしたいと思ひます。時間の關係です

からさせていただきます。

これについては、JAS法の關係で、改正JAS法の施行、実施が

おこなれておるといふこと、改訂JAS法の施行、実施が

おこなれておるといふこと、改訂JAS法の施行、実施が

おこなれておるといふこと、改訂JAS法の施行、実施が

つては原産地表示がされていない状況でありますね。

いろいろ地場産業の關係を見ますと、鳥取においてはラッキョウとか、あるいは紀州の梅、和歌山の、これについてはぜひ表示という形でお願いと陳情も出ていますので、そういった中で、やはり原材料がよそから、中国あるいは外国から来た場合と、どうも一般消費者は紛らわしい面がございますので、この辺については誤解を招かないようにきちっとしておく必要があるのではないかと思います。悪質なやり方としては、外国産を安く買ってレッテルを張って高く売ってしまう、日本産として売るといふ点もあろうかと思ひますので、そういう点についてはぜひ早急にやっつけていかなければならないと思ひますが、この辺についてはどうですか。

その前にちょっと。大変失礼しました。公正取引委員会の委員長さん、大変お座りになつていて申しわけないです。結構でございます。ありがとうございます。

○政務次官(金田勝年君) 原料原産地表示につきまして、加工食品の表示につきましてはございませうけれども、消費者は非常に加工食品の原材料の原産地表示についても、特定の品目について、ただいま要望についてのお話がありましたような、そういう要望が強いという状況があります。一方で、加工食品につきましては、やはり原産地表示が技術上あるいはコスト上非常に難しいという面も製造業者から指摘されておるのも事実でございます。また国際的にも加工食品の原材料に関する原産地表示の一般的ルールというものは定められておらないわけでありませう。

こういう中で、去年の三月からでございますが、私どもといたしましては加工食品の原料原産地表示検討会というものを開催いたしまして、学識経験者、農業者、製造業者、流通業者、それから消費者の皆さんで検討会を開催いたしまして、加工食品について、品目ごとの製造、流通の実態等を踏まえた原料原産地表示のあり方、そし

て表示可能な品目等について検討を行つてきたところであります。ことしの三月に原料原産地表示を行うべき品目選定の視点、それから原料原産地表示のあり方といったものを報告として取りまとめたところであります。

私どもも、委員ただいま御指摘の梅干しとかラッキョウ漬けにつきましては専門的な検討を加えまして、この報告を踏まえて原料原産地表示を含む品質表示基準案を策定していきたい、そしてそれとともにその他の品目につきましても精査をいたして、その結果に基づいて必要な品目につき品質表示基準で原料原産地表示を実施していきたいものと、こういうふうにご考慮を次第であります。

消費者が外国産であるか国産であるかということとを明確にしてくれという御指摘もございました。これにつきまして、その検討会の報告に沿ひまして、個別品目ごとに精査いたしまして、その結果に基づいて必要な品目につき品質表示基準で原料原産地表示し、原料が外国産であるか国産であるかを消費者にもわかるようにしていきたいものと、こういうふうにご考慮を次第であります。

○藤井俊男君 政務次官、事細かに答弁を賜りましてありがとうございます。最後に、私どもに課せられている食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案について質疑をしたいと思つております。

先ほど中川先生から、どのような効果が上げられるのかということ御質問がなされておりますので、私はそれを踏まえて、この関係について、施行されてから九年間の実績評価について、まず大臣、この所感をお聞かせ賜りたいと思ひます。○國務大臣(玉沢徳一郎君) 平成三年に本法が制定されて以来、食品生産販売提携事業を中心にこれまでに二百八十九件の構造改善事業が行われ、食品流通の合理化、高度化が図られてきました。これによりまして、農林漁業者に対しては

農林水産物の安定的な販路の確保、消費者に対しては高鮮度、高品質な食品の効率的な供給、食品販売業者に対しては食品販売業近代化事業による店舗の近代化などが成果として図られてきたところであります。

○藤井俊男君 大臣の所感が述べられましたけれども、どうもいつものような大臣の力強い答弁が感じられなかったわけで、残念でならないわけでございますけれども、それは、食品商業集積施設整備事業について過去二件の実績しかないところもあるんですね、今の言つたことは、利用が少ない原因はどこにあったのかということ、ちょっと寂しかったなと私は感ずるんです。

それを踏まえて、時間の関係もございしますので、今回の法改正で加工製造業が対象になるが、過去の実績から見ても果たして成果を今後上げられることができるかどうか、力強い答弁を求めるものであります。

○國務大臣(玉沢徳一郎君) 声が大きいのは地声でございますけれども、確信を持って申し上げたいと思ひます。

今回の法改正によりまして、食品製造業と農林漁業との連携等が推進されることによりまして、まず農林漁業者に対する効果としましては、安定的な販路の確保が図られる、そのために必要となる農林漁業生産施設等が食品製造業により整備されること、また、食品製造業により整備される効果が挙げられます。また、食品製造業に対する効果としましては、農林漁業者との安定的な取引関係を構築することにより、良質な農林水産物を安定的に調達できること、食品製造業の技術開発の強化が図られることが挙げられます。また、消費者に対する効果としましては、食品の生産、流通、加工の改善が図られまして、品質の高い食品が合理的な価格で安定的に供給されること、期待をされます。

したがひまして、こうした制度の周知徹底を図りながら、この事業の効果のある実績を上げてまいりたいと思ひます。

○藤井俊男君 質問を終わります。

○渡辺孝男君 公明党の渡辺孝男でございます。食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案について質問いたします。

本改正案は、食料・農業・農村基本法第十七条、食品産業の健全な発展を踏まえ、食品産業と農林漁業との連携をさらに推進し、また食品産業にかかわる流通のなご一層の改善や新技術の研究開発を促進するものであり、基本的に賛成の立場でございますが、本案に関連して何点か質問させていただきます。

まず最初に、農林水産物の加工原料の輸入依存度が近年高まっているというふうになつておりますけれども、食品製造業の加工原料に占める国産農林水産物の割合はどのように推移しているのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(稲島啓史郎君) 食品製造業の原料調達に占めます国産農林水産物の割合でございますが、昭和五十五年ころから近年までおおむね三分の二程度で推移しております。

しかしながら、近年の食品製造業におきまして、原材料の安定供給が、あるいはロットの確保が、あるいはコストの低減を図るために国産品から輸入品にシフトする事例も見られるわけでございます。また、本法によりまして食品製造業と国内農林漁業との連携を強化していくことが重要であるというふうにご考慮をしております。

○渡辺孝男君 今回の法の対象に食品製造業や食品加工業者を加えていく、そういうことでありますけれども、政府はこの国産原料の使用割合をどの程度本法の改正で高めることができるかと見込んでおられるのか、その点、大臣にお伺いしたいと思います。

○國務大臣(玉沢徳一郎君) 近年の食料消費を見ますと、総菜等の加工食品が食料費の半分以上を占めて、その地位が高まる傾向にあると思ひます。このような状況のもとで、国産農産物の需要拡大を図るためには、消費者や食品産業のニーズに的確に対応した農産物の生産を推進し

ていくことが必要であると存じます。

今回御審議いただいております法改正は、食品産業と農業との連携等を推進するものでありまして、需要に応じた農産物の供給増大を通じて国産農産物の需要拡大という課題にこたえていくというところが大事なことで存じます。

○渡辺孝男君　やはり、本法改正によりまして国内の農林水産物をより以上使っていただけるように、そういう効果を現実のものとしていただきたい、そのように思います。

次の質問に移らせていただきますけれども、農林水産業の生産者と食品産業関係者との連携の強化というものが今大事なことになっておりますけれども、生産者側には、食品産業との資本力の格差が大きい対等にはつき合えないというような不安感がある。また一方では、食品産業側には、安定した原料を供給してもらえないのかどうか、そういう不安感もあるということでありまして、長引く景気の低迷から、食品産業側は消費者の購買意欲を引き出す差別化商品を探求しておるといふことでありまして、そのために付加価値の高い国産の農林水産物に期待が集まっている、そういう状況であります。

したがって、まず大事なことは、農林水産業の生産者と食品産業関係者との不信感、そういうものを取り除いていく、これが大事かなというふうに思います。そういう点で、農水省としての今後の取り組み、対応をどのように考えているのか、大臣にお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(五沢一郎君)　確かに、この点は重要な点であると存じます。

食品産業と農林漁業者の双方にとって、経営の安定と改善に寄与するという事業の趣旨の周知徹底を図りますとともに、相互不信を払拭するため、農作とか凶作とか、そういうことによつて価格が上下いたします。そうしますと取引量に変化があるわけでございます。そういうような場合におきまして双方に弾力的な対応を促すなど、事業の対象となる計画の認定に際しても適切に

対応してまいりたい、このように考えております。

○渡辺孝男君　そういう意味で、食品産業と農林水産業関係者との幅広い連携を確保していくことが大事なわけでありまして、その間の確かな情報を相互に伝え合う環境というものを整備することが必要と考えますけれども、そういうネットワークづくりの推進あるいは第三者機関などがそういう役割を担う、そういう点に關しましてどのように考えるのか、金田政務次官にお伺いしたいと思います。

○政務次官(金田勝年君)　まさに、農林漁業と食品産業の連携の推進というのは非常に重要な課題であります。このため農林水産省といたしましては、平成十一年度から原料食材循環供給システム整備事業という事業を実施しております。これは、食品産業者と農協がパソコンを通じて原料食材の取引等を行うという場合にこれを支援する事業でございますが、これを実施する。

また平成十二年度、今年度から新しく食品産業・農業二一三情報マッチング事業という事業を実施しております。農林漁業と食品産業の情報流通の促進を図るために仲介者を配置したり、二一三を調査したり、情報交流会の開催等を行うといった事業を実施する。

こういった事業を行うこととしておりまして、農林漁業と食品産業の連携の推進を図るというところで頑張つてまいりたいというように考えております。

○渡辺孝男君　契約を交わすことが非常に重要になってくると思うんですが、契約の適正化、あるいはリスクへの対処事例等に関する情報の提供、あるいは研修というような面での今後の対応というものはどのようにされていくのか、金田政務次官にお伺いしたいと思います。

○政務次官(金田勝年君)　委員御指摘のとおりであります。国あるいは農林漁業金融公庫等の関係機関によりまして研修会、それから事業紹介パンフレットなどを通じて今回の法改正の趣旨、

申し上げるまでもないわけですが、食品産業、農林漁業者との連携の強化を通じて農林水産物の安定的な取引関係を構築するという本法の趣旨を周知徹底いたしまして、食品産業と農林漁業者との間の契約の優良事例がありましたらそういうもの、あるいはモデルといったものもありましたらそういうものも提示を行うなどいたしまして、関係者にこれらの情報提供に努めていきたいというように考えております。

○渡辺孝男君　次に、新技術の開発、普及あるいは高品質安定供給体制の整備について質問させていただきます。

食品産業と農業の連携推進に関する研究会、昨年九月にそういう報告がございましたけれども、この中で「新技術、適性品種等の開発、普及等」ということが喫緊の課題である、そのように述べられておりました。農産物の生産、加工に関する新たな技術、機械、新製品や新品種等の研究開発、一定の品質で安定供給できる体制の整備を推進し、支援する必要がある、このように指摘されております。また、これらの開発、普及については、農業者や食品産業事業者のみならず、地域の農業指導機関、関係試験研究機関等との幅広い連携により、地域農業の活性化に資するよう、支援していく必要がある、このようにも指摘されているわけでありまして。

私もこの点は大事な視点であるというふうに考えるわけでありまして、それではこれらの研究開発や一定の品質の農林水産物原料の安定供給の整備について、どのような団体がどのような期間を定めてこういう計画を立てて推進していくのか、その点に關してお伺いしたいと思います。

○政府参考人(福島啓史郎君)　この改正法案によります新技術研究開発事業についてでございますけれども、食品製造業者あるいは食品販売業者あるいは農業協同組合等が行います食品の品質管理あるいは製造あるいは流通に係ります、どちらかといえば実用化段階の技術開発を金融・税制面で

支援していくというものでございます。

その技術開発の内容でございまして、さまざまでありまして、実施期間、一概には言えないところでございますけれども、大体実用化段階の研究開発ということで一年から五年ぐらい、長くても五年ぐらいが一般的ではないかというふうに考えております。したがって、そういうことを念頭に置きまして事業計画の認定等に当たってきたいというふうに思っております。

○渡辺孝男君　次に、卸売市場の問題について質問させていただきます。

卸売市場の課題としましてまず取り上げられるのが市場外流通の増大傾向が長期にわたって継続しているということでありまして、この市場外流通の現状について簡潔に説明していただきたいと思っております。

○政府参考人(福島啓史郎君)　現在、国内全体の流通量に占めます卸売市場取扱量の割合、つまり卸売市場経由率でございますが、青果及び水産物もこの十年間で約一〇ポイント低下しております。七割程度となっております。

この背景には、産地の大型化によりまして産地がみずから集配センターを設置して直接取引を進めるということ、あるいは輸入農水産物が増大しておりますこと、これが市場を経由せずに直接需要者等に届くということが多いということ、また産直品あるいは生鮮品に近い加工品がふえているというふうなことから、卸売市場を経由しない市場外流通が増加してきているということでございます。

○渡辺孝男君　東京農業大学の藤島廣二教授は、この市場外流通の分析結果をもとにしまして、卸売市場の今日的な課題として、各卸売市場で加工青果物を取り扱うための体制を構築し、その取扱高の増大に努めることが大事だと、そのような指摘をしております。

その理由の第一としましては、卸売市場が加工青果物の取引に消極的であったことが近年における市場外流通の伸長、すなわち市場流通の後退に

結果したということを描してあります。第二番目には、今後も生鮮青果物の流通量が減少し、加工青果物が増大する可能性が極めて高い、そういう理由で挙げているわけであります。

この加工青果物の取り扱い体制を整えるべきという藤島教授の指摘に対する農林水産省の見解についてお伺いしたいと思います。大臣、よろしくお願ひします。

○國務大臣(玉沢一郎君) 中央卸売市場における取扱品目につきましては、業務規程におきまして野菜、果実及びこれらの加工品と定めておいてありますので、この加工農産物についても取り扱うことはできるわけでありすけれども、加工農産物につきましては一般的に規格性あるいは貯蔵性がある、こういうことから価格が安定しておる。したがって、市場を経由するというケースが余り多くないということでございます。しかしながら、近年の消費者の簡便志向や食の外部化の中で、市場の実情に即し、例えば生鮮食品に近い加工食品でありますカット野菜、あるいは関連事業者における総菜等の取り扱いを卸売市場において取り組むことも考えられているところでもあります。

したがって、昨年改正した卸売市場法におきましては、市場関係者が利用しやすいように相対取引を活用するなど取引方法の改善措置を通じて、こうしたカット野菜や冷凍野菜等の加工農産物が市場において取り扱いが増大するようにできるだけの積極的に対応を促す、こういうふうなことを考えておるところであります。

○渡辺孝男君 そういう学者の指摘に対しても、いいものは適切に取り入れていくというような対応をしていただきたいと思います。

もう一つ、卸売市場の課題として、価格の低迷、伸び悩みが問題になっております。野菜と果実のいずれも供給過剰基調が定着しており、価格の低迷が続いているというふう言われておりますけれども、農林水産省としてはこの価格低迷の原因に関してどのような判断をされているの

か、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(稲島啓史郎君) 卸売市場におきましては、青果物の価格を見ますと、天候等によりまして作柄の変動によって価格が大きく変動しておるわけでございます。

野菜について言いますと、平成十年は、御案内のように、台風、長雨によりまして影響で平年を大幅に上回る価格だったわけですが、平成十一年に入りまして、天候に恵まれ、生育が良好であったことから、価格が総じて平年を下回ること。また、十二年に入りまして、暖冬傾向で推移したこと、総じて平年を下回って推移しているわけでございます。

一方、果実でございますが、十一年産の果実の市況を見ますと、ナシ、桃、ブドウ等の夏果実の出荷量の減少もあって価格はなお堅調に推移したわけですが、秋冬果実では出荷量の増加に加えまして、特に温州ミカンが天候不順によりまして品質が低下しました。そういうことで価格が低迷しました。特に、温州ミカンは、気象の変動を受けまして生産が変動する、そのことによって価格の変動が大きくなる、もし大きくとり過ぎますと価格が低迷するという、そういう問題が生じているわけでございます。

こうした状況に対応するために、野菜につきましては需給調整事業を実施する、つまり市場に出さないで産地でも廃棄する等の需給調整事業を実施しておりますし、果実につきましては摘果等によりまして生産調整を行っているところでございます。

○渡辺孝男君 最後の質問になりますけれども、近年、情報通信技術の進歩によりまして、情報処理、価格決定、取引決済機能を持つ電子商取引、あるいはインターネットを利用した商品取引も行われるようになってまいりました。これらの進展がもたらす卸売市場に与える影響について、金田政務次官(金田勝年君) ただいま御指摘の電子商取引につきましては、我が国におきましても急

速な拡大傾向にあるわけでございます。農産物分野の電子商取引は、既存の小売業にかわるような消費者向けのインターネット販売が行われるといったような状況になってきておるわけでありまして、

しかしながら、卸売市場におきましては、この卸売市場と競合するような生鮮食品あるいは花弁といった大口の取引によりまして電子商取引につきましては、まだ個別的事例にとどまっている状況であります。

このようことから、電子商取引が卸売市場に与えます影響につきましては、現時点で確定的なことを申し上げることはなかなか難しいのでございすけれども、取引の電子化というものは今後急速な発展が見込まれるところでございすし、卸売市場にありましても、取引の電子化によりまして効率的な運営を進めていくことが必要であるというふうな考えであります。一つには卸売業者等と市場開設者の間の情報通信網の整備、そして一つには産地、卸、仲卸といったような市場関係者、あるいは小売の方の間の標準商品コードによりまして電子的な情報交換を行うための標準ルールの設定、利用というものが図られますように進めていきたい、このように考えておる次第であります。

○渡辺孝男君 日本もそういう電子政府の早期実現、あるいは情報通信立国ということで一生懸命取り組んでいるところでございまして、農林水産分野においても、今後こういう電子商取引あるいは電子政府等を介しましての国民に対する利便性を高めていくということが非常に大事になってくると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わります。
○大沢辰美君 日本共産党の大沢辰美でございます。私は、法案質問に先立って、有珠山の噴火による農水畜産の被害について数点質問させていただきます。私

噴火直後でしたけれども、私の質問に対して大臣は、農業の農畜産の被害に対して現行制度に、もちろん頑張るけれども、特別な対策も含めて万全を期す、そういう答弁をいただいたわけですが、私も現地を調査してまいりましたけれども、十三、十四日、避難解除をされた部分もございすけれども、虹田町以外で結構ですが、現在、農業関係の被害調査はどのように進んでいるか、報告をまずお聞きしたいと思います。

○政府参考人(西藤久三君) まず、農作物の被害状況につきましては、有珠山周辺の市町村では、現在、圃場には小麦なり牧草なりがある状況でございすけれども、いまだ避難指示の対象になっている地区を除きますと、全般に降灰は微量でございまして、被害程度は軽微というふうに思われます。また、果樹としてリンゴなりブドウなりがあるわけですが、剪定作業が半月程度おくられておりますけれども、現在のところ被害はないという状況ではないかと思っております。

今回、避難指示が解除されました伊達市内の地区は野菜のハウス栽培が非常に盛んな地域でございまして、解除になりました四月十三日以降、私どもの職員が現地に入りましてハウス栽培農家に、具体的に現在まで聴取しておりますのは三十七戸でございますけれども、聞き取りを行っておりますが、収穫期でありましたホウレンソウなどは管理ができなかったことから出荷ができず廃棄している農家が見られることや、育苗中の野菜、具体的にはキャベツ、レタス、メロンなどでございすけれども、これらについても苗を廃棄した農家が見られる状況にあります。ただ、現状では、被害を定量的に把握するまでは至っておりませんで、今後とも継続的に調査を行って被害の把握に努めたいというふうに思っております。

また、水産関係、ホタテガイの養殖につきましましては、現在、有珠山漁協においては放流用稚貝の出荷作業に、また虹田漁協においては本養成移移のための耳づり作業や養殖用稚貝の出荷に努めているところでありまして、被害状況については明らか

かでない状況にございます。

以上でございます。

○大沢辰美君 私、農協、漁協の組合長さんなどのお話を聞かせていただいたり、農家の皆さんのお話も聞かせていただいたんですが、具体的に今まだ調査が進行中のように聞いておりますけれども、私が伺ったメロン農家のAさんという方は十数年メロン一筋のベテラン農家の方です。

三月二十九日に避難して、四月三日、七日と二回は一時間だけ水管理を行った、十四日に避難解除で駆けつけたけれども、ハウス三十六棟、七千五百本は全滅したと。Aさんは、あと二日早ければ間に合ったのということを言っていましたけれども、これは避難勧告という厳しい、噴火のためです。仕方がないと言いつつも、とてもつらいと肩を落としていたわけです。

再度、苗からつくるとかという問いに、今この苗は七月のお中元用のメロンだから、本州の業者と契約栽培しているし、そしてこれはもう間に合わないんだ、来年も契約してくれればとて不安だ、これは金額にしたらず五百万円ぐらいの損失になると言うんです。ですから、今、種を植えて苗をやったとしても秋になるということですから、その種代だけでも四十万円の損失になる、こういうことをおっしゃっていました。火山噴火のために避難したのであるけれども、所得補償をしていただきたときっぱりと訴えられていました。

被災者に政府はどう対応されるのか、特別な対策が得られるのか、まずその点をお聞きしたいと思います。

○政府参考人(木下夏之君) メロンにつきましても、育苗中の苗の管理作業ができず、苗が枯死したり、また定植の適期を逃がす等の被害が出ていますところがございます。私ども、こういう状況に對しまして、北海道庁に對して必要な種苗の確保について要請をし、苗の円滑な供給に努めているところでございます。現在、再播種等の作業を行なっていて、ほぼ苗を確保したというふうに承知を

いたしております。

お尋ねの種苗費についてでございますけれども、消耗品的な生産資材ということで、個々の農家に対する助成は困難というふうに考えているところでございますけれども、自作農維持資金などの低利の制度資金を融通するとともに、個別の経営状況に応じて既貸付金の償還猶予等が図られるよう、関係金融機関に對して要請をしているところでございます。

○大沢辰美君 それは現在の制度の範囲にとどまっていますと思うんですが、こういう事態に至って、本当にせめて種代だけでも支給ができるような対策も講じていただきたいということをお願いいたします。

もう一点、養豚農家の被害なんですけれども、これは伊達市で養豚を営んでいるBさんは二百頭飼育しているそうです。パトカーについて入ってこの二週間余りえさをやってきた、一時間だけだけでも、ほとんど管理はできなかったわけですから、二十二頭の豚を死なせてしまったということも訴えていました。やはり、豚ができたという環境を大事にしますから、移動ができなかったというところを訴えていました。今までえさというものは、虹田町の温泉街からほとんど無償でいただいていたという経過がありますから、今それももらえないので、豚は死なせてしまおうし、えさ代ももらなくて大変だということをおっしゃっていました。今、大体相場で一頭三万円前後になるそうですけれども、二十頭殺してしまつて本場に販売量もマイナスになってしまった、これではこれからの畜産、特に養豚の方ですけれども、やっていける希望が持てないということをおっしゃっていました。たが、こういう事態に對しての畜産の方の対策はどうなっていますか。

○政府参考人(樋口久俊君) お尋ねの件でございますが、避難されている地域に二戸おられると私どもは承知をいたしておりますが、一戸はそのまま現地で飼育をしておられて、一戸は一部のみ移転をして大半は現地で引き続き飼育しておられる

と。

この中で、飼料が日々給与されているわけでございますけれども、御質問のケースは飼料の調達ルートが変更になるということでございます。本来、飼料代そのものにつきましても、個々の農家が負担をされるものになるということで、その場合の飼料費につきましても直接的な助成措置をとる、これは難しいかろうと思っております。また、結果としてほかの畜産農家の方と同様な形で飼料を手当てするということになるということですので、その辺はひとつ御辛抱をお願いしたいと思っております。

なお、このような農家は飼料についていろいろと工夫をしておられるということも事実であろうかと思っております。引き続き、例えば食品残渣を活用して飼料に利用したいという御意向があれば、本年度の予算におきまして、地域で発生いたします低利用あるいは未利用の有機資源の飼料化を推進する事業というものは措置をさせていただきます。地元ではほかの外食産業の皆さんとかあるいは行政の皆さんという御相談をされるというようなことの予算の手当てがござります。そういう御希望がございましたら道庁など地元とよく御相談をされたらよろしかうかと考えているところでございます。

○大沢辰美君 本場に、これもだめだあれもだめだじゃなくて、事態に應じてえさなどは現物支給も考えるという、こういう場合に對しての特別な対応というのが望まれるのではないかと、このことを要望しておきたいと思っております。

水産関係ですけれども、このことについても、ホタテの現状の報告、非常にまだ結果が出ないという中ですけれども、私も漁協の組合長さんとお話をしまして、今本場に大変な事態だ、時期が時期である、稚目を移動させないといけないということ、作業ができなかった関係でこの稚目が本場に成長するんだらうかという不安を持ちながら今現場に戻っているということなんです。この点について、私は役員さんなどのお話も

伺いして、養殖管理にかかる経費というのがあつたわけですね。それは、現場に帰れば浮き玉なんかもあつたわけですが、虹田町は豊浦町に避難したためにその浮き玉も手に入らなかつたということ、これを新たに三千個購入したという報告も聞きました。ですから、本場にふだん要らない経費がかつた結果、ホタテの成長等を含めて大変な損害が出るということを不安がっております。

その対策も含めて、水産関係ではホタテに對する対応はどういうふうになっていきますか。

○政府参考人(中須勇雄君) ただいま先生から御指摘がありましたとおり、虹田漁協におきましては、監視体制のもとで一時的に養殖作業をするというために、急遽、作業実施に必要な浮き玉を追加して手配しなければならぬ、こういうことがございました。

浮き玉の購入資金ということになりますと、低利融資とかそういうことも考えられるわけですが、現在、とにかく今お話をいたしましたように、ちょうど今養殖用稚目の出荷、あるいは会員にするための耳づりという作業の最盛期でございます。とにかくこれをできる限り急いで、被害あるいは影響というものが漁民に及ばないようにする、そこを最重点に私ども取り組んでいるところでございます。

北海道庁その他関係機関と協力して、出漁指導を含めまして、とにかく影響ができるだけ少なくなるように最大限の努力をしていきたい、状況を見定めて今後適切に対応していきたい、こんなふうに思っております。

○大沢辰美君 最後に、大臣にお尋ねしたいんですけれども、まだ本場に被害の状況はわからない、そして深刻な状態も生まれているという現状です。火山噴火の被害である被害補償、少なくとも所得補償がなければ、生活基盤ですから、農業、畜産、水産の被害者の生活は私は維持できないと思うんです。そういう点で、再建できる見通しがつくように

私は特別の被害補償制度というものを現行制度にとらわれず真剣に検討する必要があるのではないかと思います、いかがですか。

○國務大臣(玉沢徳一郎君) まず、一番大事なことは、こういう状況の中におきまして漁業をしてどういふような生産体制をとれるか。それから、農業におきましては宮農に支障のないようにするためにどういふふうな対策を講ずるか。こういうふうに、有珠山の被害がありまして何とんでも農林水産業の仕事がしなから所得を確保する、生活を確保する、こういうことがまず大事だと。

そういう観点から、私は、例えば四月六日に現地に参りました際におきましては、このホタテ養殖の管理作業を行いたい、こういうことでございまして。これに対しては、対策本部に對しまして、万全を期して、生命その他の安全を期しながらできるだけ効率的な作業ができるように、こういうことで行方うようにお願いし、今作業が実施されておるわけでございます。

それから、さらにまた宮農の面におきましては、資金面におきまして、被害農林漁業者に対しては、自作農維持資金などの低利の制度資金の融通を行うとともに、既貸付金の償還猶予等が図られるよう関係機関に要請を行うなど、対策を講じたところでございます。

したがって、こうした対策を講じて、そしてなおかつ今後の噴火活動の状況によりまして農林水産業への被害がどのような状況になるかという被害状況の迅速な把握を行う、これが大事と思うわけでございます。そうした被害が明確になった場合におきまして遅滞なく必要な対策を講じてまいりたい、こういうふうな考えるわけでございます。

例えば、雲仙噴火被害等においてとられた特別な措置等を見ますと、例えば被災災害に指定された場合はどうか、あるいは災害対策基金を設置した場合はどうか、こういうことがあるわけございまして、今後こうした被害の状況と

いうものを十分把握した上で、それに応じた対策を講じていく、こういう考えであります。

○大沢辰美君 ぜひ生活基盤が確保できるように、また生産が再建できる見通しがつくように、農水省としても道と協力をして対策を練っていただきたいということをお願いいたしまして、法案に移りたいと思います。

食品流通構造改善促進法の改正案について数点質問させていただきます。

国産農産物と輸入食品が、加工食品、外食などの食品産業にどれだけ使われているか統計を見ましたら、国産農産物の食品産業への仕向け額が減少しています。一方、輸入食品では八五年から九五年の間に四千億円増加しています。ですから、食品産業、特に外食産業は輸入食品の占める割合が上昇してきた。原料となる生鮮食品は八五年の一二%から十年間で三五%になっています。ですから、輸入農産物への依存が強まっているわけですね。

今回、農水省は、食料・農業・農村基本法十七条を踏まえて改正を行われるわけですが、当然、国内農産物の消費拡大、日本農業が発展して自給率が向上するということが大前提になると思うが、大臣の認識をまずお伺いします。

○國務大臣(玉沢徳一郎君) 近年の食料消費を見ますと、総菜等の加工食品が家計の食料費の半分以上を占め、その地位が高まる傾向にあります。このような状況のもとで、国産農産物の消費拡大、自給率の向上を図るためには、消費者や食品産業のニーズに的確に対応した農産物の生産を推進していくことが不可欠であります。

今回の法改正においての一つのねらいは、食品産業と農業との連携等の推進によりまして、消費者や食品産業のニーズに即した食料の安定供給を図ろうとするものであります。国産農産物の消費拡大、食料自給率向上という課題にもこたえ得るものであると考えるところであります。

○大沢辰美君 あらゆる施策に国内農産物の消費拡大というのが大きな柱として入るということが

大前提でなければならぬと思っています。そのことを重点的にこの施策が進められることを望みます。

次に、新たに食品産業の技術開発力の強化のために、税制上の支援措置、いわゆる新技術研究開発事業が行われることになるわけですが、これも、これによって国内農産物の消費拡大が図られるよう厳格な運用が要すると思ふんです。

第二条第六項では、その内容として「食品の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための新技術の研究開発」を挙げています。鮮度保持技術の開発が生鮮野菜の輸入急増の大きな要因になっていることは周知のとおりだと思ひます。

私は、この構造改善計画の認定の際に大切なことは、技術開発の内容や食品産業の側の営業内容、また実績などを審査することはもちろんですが、この計画の中に国産原料の消費拡大を担保させることが必要だと思ひますが、その認定の基準はどのようなものになっていますか。

○政府参考人(福島啓史郎君) 先生御質問の新技術研究開発事業の構造改善事業の認定基準でございしますが、一つは基本方針に照らして適切であるということ、それからもう一つは一般消費者の利益の増進及び農林漁業の振興に寄与するということとを基準としているわけでございます。

先ほど大臣から答弁がありましたように、食品製造業の原材料の三分の二は国産農産物が占めているということでございますし、また先ほど申しました農林漁業の振興に資するという基準を適正に判断していくということが重要でございます。そういう観点から地場産業であります食品産業の技術開発を推進していくことを重点に運営してまいりたいというように思っております。

○大沢辰美君 一層国内の農産物の消費拡大という点で、今現行で行われている食品生産販売提携事業を見ても、「取引量が事業実施後五年以内に概ね二〇%以上増加すること又は取引額が

年間三千万円以上となること」と認定計画に明記されています。

確実に達成されている事業であることが要件となつていますが、この問題と、技術研究開発の場合の特殊性はあると思ふんですけれども、国の支援を受けるからにはその企業で国産原料の使用が拡大しなければならぬ、していただきたい、計画の中でこの点を特に私は明記されるべきだと思ふんですが、その点はどうか。

○政府参考人(福島啓史郎君) 先生御指摘のありました五年間で二〇%以上という基準につきましては、今回拡充いたします食品生産製造等提携事業におきましても同様の考え方に対応していきたいというふうに思っております。

技術開発の方は、事柄の性格上厳密に何%というわけにはまいらないと思ひます。先ほど申し上げましたように、地場の食品産業の技術開発ということを中心に対応していくということで運営方針を持っていきたいというふうに思っております。

○大沢辰美君 次に、今回の改正で生産者と食品製造業との連携を推進ということがうたわれているわけですが、安定的な取引関係を構築するとしていくわけで、生産者が地場の食品加工業と結びついて国産の農産物の消費が拡大して地域の生産活動が活性化するのであれば、それは支援すべきだと思ひます。

しかし、大手食品産業が差別化商品の獲得のために生産者の困い込みを盛んに行う中でトラブルが発生しているわけですね。ですから、生産者が一方的に不利益をこうむる事態に陥っている、そういう事例も生まれてきています。法改正に当たっては、現在行われている契約栽培などにおいて生産者サイドの実態の調査を行っているのか、私はその辺が心配なんです、いかがですか。

○政府参考人(福島啓史郎君) この提携事業のいわば前身であります研究会におきまして、各地において行われております食品産業と農業との連携事例等を調査しております。

その中で、特に野菜で見れば、野菜の契約栽培といふのは、数量で見ますと、一定の数量を定める数量契約と、一定の面積を基本としてそこから定めた野菜をすべて引き取るというように面積契約とございますし、また価格につきましても、定額の価格の決め方と、卸売市場価格に一定程度連動するというような価格の決め方もあるわけでございます。

要は、そうした契約は従来、口頭での契約が多いわけでございますが、双方プラスになる形で契約文書を交わしていくということが必要になるわけでございます。

したがって、今後、契約の実態の把握なり、あるいは文書による契約取引の推進、また契約モデルを提示するというようなことなどを通じて、農林漁業と食品産業の安定的かつ双方に利益になります連携を進めていきたいというふうと考えております。

○大沢展美君 調査を各部局でやっていらっしゃるのを見させていただいても、メリットの面は出てきているんですが、デメリットの面がなかなか表示されていない。うまくいっているという事例だけが出てきているような点を私はとても心配しているという点を指摘したいんです。

そこで、農水省が行った食品産業と農産物の連携推進に関する研究会のメンバーの一人の意見ですが、食品産業が農業者等の土地、資本、労働力をうまく利用するといったことと取り、連携している例は少なくない。さらに、ある日突然、企業論理で一方的に捨てられる場合もあるために、契約のあり方、内容の吟味が必要であると意見が出されています。

問題によっては、本場に独禁法が規制している優越的な地位の乱用に当たるケースも出てくるのではないかと、こういうふうには心配しています。それから、連携の強化と言ふならば、現在生じている問題の実態の調査を本場に生産者側の立場に立ってデメリットの点をきちんと知らせながら本場に連携ができるような体制をつくらせてい

くという対応を私はすべきだと思いますが、その点を質問しまして、終わらせていただきたいと思

います。

○政府参考人 稲島啓史郎君 先ほど申し上げましたように、契約でございますから、お互いプラスになる、かつまた安定した取引関係が続くということが重要になるわけでございます。そのためには、お互いがいわば我慢し合うということが重要なわけでございます。豊凶等によって価格変動するわけでございますが、また取引数量も変動するわけでございますので、そうしたときにどういうふうに対応するか、そういう点につきまして優良事例あるいはモデル契約等を双方に示して誘導してまいりたいというふうに思っております。

○谷本義君 九年前にこの法律がつけられたときに特に注目されたのは、農林行政のあり方を卸売市場から小売の分野まで拡充していくということでありました。そういう意味合いもありまして、その主柱をなす食品商業集積施設整備事業が八百屋、魚屋などの救世主になれるかどうかということが注目された経過がありました。しかし、結果は、大変残念であります。この九年前で認定されたものはわずかに二件であります。

またさらに、大型量販店進出による八百屋、魚屋等の崩壊と商店街崩壊にこの法律がどう有効な決定打を果たすことができたのか。その辺を局長はどうお考えになっておられるでしょうか。

○政府参考人 稲島啓史郎君 この法律は先生御案内のように平成三年に制定されたわけでございますが、そのときはパル崩壊直後でございますので、投資意欲が減退しておりまして実績が低迷していたわけでございます。

しかしながら、その後、生販提携をねらいとします食品生産販売提携事業の増加を皮切りに各事業のニーズが顕在化し始めております。さらに、本年六月には大店法が廃止されるわけでございますので、それを間近に控えまして、中小食品販売業者間の利害調整に時間を要します食品商業集積施設整備事業につきましても取り組みが広がって

るわけでございます。今のところ二件でございますが、本年に入りましてさらに二件の事業実施に向けた取り組みが進められているわけでございます。今後こうした商業集積施設の取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

また、販売施設、冷蔵ショーケースあるいは冷凍ショーケース等の八百屋さん、魚屋さんの店舗の近代化施設の整備等につきましても、リース事業等によりましてその推進を図っているところでございます。

○谷本義君 ごく最近二件あったというお話であります。それっきりなんですよ。しかし、認定例では好評だ、評判がいいという話を耳にしております。

ですから、問題は、なぜ認定件数がほとんどふえてこないのか。希望があるならなぜ実現に至らなかったのか。事業要件、支援策等々、やはり再検討しなきゃしょうがないと思うんだが、そこはどうお考えになっておられるでしょうか。

○政府参考人 稲島啓史郎君 先ほど申し上げましたように、この商業集積施設の整備につきましては、場所を移る、あるいはその小間をどういうふうに関係者で割るか、あるいはその費用負担をどうするかといったような権利調整あるいは利害調整に時間がかかるわけでございます。

それで、今まで平成八年に一件、また平成十一年に一件でございますが、そのほかに本年度さらに二件、したがって合計四件出ております。これから本年六月の大店法廃止を間近に控えて、さらなる取り組みが進んでくるものというふうにお考えをしております。

○谷本義君 大店法にさんざん痛めつけられてからこの事業の認定がふえてきた。もともと前からやれば事態はそうはならなかったのというような感じもいたします。

そこで伺いたいのは、商店街再建への対処策について伺いたいのであります。各地で今、商店街再建への動きが出ておりま

す。八百屋さん、魚屋さんがつぶれたところは、その再建から、商店街の再建をしなきゃならぬという状況が多いようでありまして、例えばそのために商店連合会が株式会社をつくって、その株式会社でもって八百屋、魚屋を再建するといった例も見られます。それからまた商店街の空き店舗に地元の農協に入ってもらって野菜等々の販売をやってもらおうといったような例もあります。それからまた市場側の対応といひましか、かなり協力しているところがあります。私が聞いた例では、昔あったおいしい野菜を市場が市場の動きであっせんをしてやるといったようなことやら、地場物、しゅん物を優先的にひとつ扱ってあげましようといったような例等々が見られるようであります。

さて、そんな状況の中で、本法制定で最も重視されたのは八百屋、魚屋をどう守るかにあったのであります。商店街の再建と本法がそれについてこれからどうバックアップしていくのか、その辺の構想をちょっと示してくれませんか。大臣でも局長でも結構です。

○政府参考人 稲島啓史郎君 食品流通につきましては、基本的には、郊外や駅前などに立地いたしましたしてまとめで買付に対応する大型店を中心とする流通、それと商店街などの便のいいところにあるりまして多頻度購入にこたえていく専門店、八百屋さん、魚屋さんといったような専門店を中心とする流通、この二つの流通形態が共存し相互に補完することが望ましいというふうにお考えをいただいております。

こういうことから、八百屋さん、魚屋さんといったような専門小売店に對しまして、地域に密着した対面販売の利点を發揮していくということと、あるいは地域食品商業活性化協議会のような業種横断的な取り組みをしていくということ、あるいは鮮度なり品質なり品ぞろえなり価格なりサービスの面で、これは先生今御指摘ありましたような卸売市場の協力も得ながら大型店に負けな競争力を發揮していくということ、そういった

食品専門店としての特性を生かしながらその活性化を図っていくことが重要だというふうな考えであります。

特に、本法によります食品販売業近代化事業なり、あるいは食品商業集積施設整備事業なり、あるいはファクス等を使いました電子御用聞きなり、あるいは後継者の育成なり、そういった各般の施策によりましてそうした二つの流通システムが共存し補完し合うような政策を実施していきたいというふうな考えであります。

○谷本眞君 局長、大型量販店が進出してきたから商店街はつぶされたんですよ。この両方を共存させるというのは非常に難しい話でありまして、しかも共存したところにあっても、大型量販店がやめたということになってつぶされるという例等々が非常に多いですね。ですから、そこら辺のところはもう少し突っ込んだ問題検討をしていただいて、やはり防衛策についてはもっと積極的なものを考えていただきたいと存じます。よろしいですね。

では、次の質問に入ります。

次に伺いたいのは、商品の原料生産と製造の提携事業であります。これは先ほど大沢先生から質問がございました。この質問と同じことを、私は似たようなことを申し上げたいんですけども、どうも対等の契約関係になるかどうかというの私はやっぱり疑問なんです。答弁を聞いても、確かに缶詰会社の方は、いいものが一定量まとまるというんだったら少々高い値段でも買いますよという例は一般的ですよ、そういう対応をしてくれるところは少ないですから。ですから、この種の契約生産の場合はつくり手の方が優位に立てるんです。ところが、この場合、収穫期の態様でそれがどうも逆転するのじゃないのかという気がしてならないのであります。

特に、この場合の例が例示してあるのは缶詰会社でありますけれども、缶詰会社が下請会社でしたらこれは価格交渉権も成立してこないんですね、事実上。そういう問題があるわけでありまして、

て、ですから認定の際に相互の経営安定に寄与するようにしていきたいというのが局長のお考えのようでありまして、その条件整備というの具体的なにお示しいただけませんか。

○政府参考人 稲島啓史郎君 この食品生産製造等提携事業につきましては、要するに農林漁業者と食品産業が長期の安定した農林水産物の取引関係を築くということがまず中心でございます。またそれに必要な農業投資を食品産業サイドでもってリスク負担により実施するというところでございまして、基本的には食品産業と農林漁業者との対等な契約関係を指すものでございます。

それで、現実はどういうふうな指導するのか、契約の対等性をどうやって確保するかということでございます。まず、食品産業と農林漁業者との双方にとってプラスになるという提携でなければ長続きしないわけでございます。そのためには、一つは契約におきまして双方の対等性が確保されているということ、また相互不信、先ほど出ておりましたが、相互不信を払拭するために弾力的な条項を設けるというように、また他の優良事例あるいはモデル事例等を参考にしながら、具体的な計画の認定に当たりまして指導等をしていくというふうなことを通じまして、対等な契約によりまして安定的な取引関係の構築に向けて指導してまいりたいというふうに考えております。

○谷本眞君 そのところ、もう少し申し上げたいことがあるのでありますが、残り時間が少なくなつてきておりますので次に進みます。若干質疑通告から飛ばします。

次に伺いたいのは、産直インターネットマーケティングの評価と位置づけについてであります。御存じのように、産直とか直売地の広がりがうのは決して一過性のものではないということが明らかになってきました。それとともに、インターネットによるマーケティングも生産者と消費者を直結したのとして注目され始めつつあります。

政府はこれらの新しい動きについてどう評価し、青果物流通の中にどう位置づけているかについて伺いたいです。

○国務大臣 玉沢徳一郎君 青果物の流通につきましては、卸売市場を通じて広域流通等が中心となつておりますけれども、一方、より鮮度の高いもの、有機農産物や生産者の顔の見える商品等のいわゆるこだわりの商品を求める消費者の安全・安心志向を反映いたしまして、朝市や産直販売等の取り組みも広がっております。情報化の進展に伴いまして、インターネットを利用した農産物取引も見られるようになっております。

このような流通経路の多元化は、多様化する消費者ニーズに的確にこたえることを通じまして、農業者の所得確保や国内農産物の需要確保に寄与するのみならず、農村の活性化や農業・農村への国民の理解、関心を深めるという効果も期待できるものと考えておるわけであります。

今後とも、多様化する消費者ニーズにこたえつつ、インターネット取引等の取り組みが相互に競争かつ補完し合い、国民への安全、良質な食料の安定供給が図られるよう努めてまいりたいと考えておるところであります。

○谷本眞君 大臣の明確な御答弁をいただきました。安心をしたというのは、大臣、これまで大量生産、大量流通が主流であつて、この種のものといたうのは補足的なものにしかすぎぬという見解が示されてきているんです。これは、大臣、どうも時代錯誤的な印象を私は受けるんです。

例えば、流通について申し上げますと、昭和三十年代にダイエーが登場した。これはメーカー別の系列店に対して消費者により近いサイドでもって安売りで勝負をかけて、流通のあり方を変えた、これが第一次の流通革命でした。そして、次いで起こった流通革命というのは、消費者への選択の幅を広げるという、これでありまして、今進みつつあるのは何なのかというと、私は安

心、安全の流通、これがテーマになつてきたと思ふんです。車がそうです。住宅建設もそうなりまして。食料、まさしくかりではないのか。もう野菜なんかでしたら、多くの消費者は、薫蒸された野菜、それがどういふものであるかというところを知っています。大量生産された、地力のやせ衰えたところで生産されたものは、これはもう何と云つたってミネラル分が少くない貧血野菜だという批判が多くなつております。

それだけに、これからの我々が考えなきゃならぬ流通というのは、安心、安全、そういう新しい概念が生まれてきた、それにどう流通のあり方を対応させていくか。新しい基本法は食料自給を引き上げていくというわけですよ。輸入物に我々が対抗するのは何なのか。安さじゃありませんよ、やっぱり安心、安全、そこでもって勝負をしていくという考え方というのは私は積極的に出されてしかるべきではないかと思うのです。

私はそう考えるのですが、大臣、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣 玉沢徳一郎君 やはり消費者は、今、委員が言われましたように、安全で安定した、しかも良質のものを求めているということが明確になつてまいりました。そういうものを供給できる体制というものをつくっていくということが食料自給率の向上にも役立つと、こう考えるわけでございますので、この消費者の傾向に對しても対応できるような生産体制ということを大事にしていきたいと、こう思います。

○谷本眞君 時間がなくなつてこれが最後になるかと思ひますが、次に新技術の研究開発事業について御質問申し上げます。

本法が対象としてゐる新技術の開発は、鮮度の保持など物流上の技術開発と食品開発に必要な技術開発が中心になっております。今も申し上げましたように、新しい基本法が求めているのは自給率の向上であり、日本型食生活の確立にあります。そういう点で見えますと、日本列島は

多様な変化に富んだ地域的個性と自然条件を持っております。その自然と土着の技術がさまざまな味覚を生み出してまいりました。ですから、我々が今一番必要なのは何かということ、その掘り起こしをやっていく、そして現代化への開発をやっていく、これが私は非常に大事だろうと思うんです。

現に、例えば地場小麦と雑穀、それから自家酵母でもって独自のパンをつくった、これは福島県の業者であります。それから、内麦でスパゲッティをつくった、これは岐阜県の業者の仕事であります。それから、つがるおとめでライスマンをつくった、これは青森県の黒石の例ですね。新潟県では、米の粉でパン加工、これを軌道に今乗せようという取り組み等々が進んでいるわけですね。

こういう取り組みというのを行政が積極的にバックアップしていくことが、今度の基本法が言う麦、大豆等々の不足農産物を軌道に乗せていく上で私は不可欠だと思うんです。その辺のところについての所見を承りたいが、いかがでしょうか。

○政府参考人(福島啓史郎君) 食品製造業は、先ほど来申し上げておりますように、三分の二は国産農産物を原材料として調達しておるということでごさいます。また農林漁業のウエートの高いところほど食品産業のウエートが高いということで、非常に地域農林漁業あるいは地場産業としての強い結びつきを持っているわけでごさいます。それで、今回の新技術研究開発事業では、例えばコンピュータによります自動制御技術を活用しまして、品質的にばらつきのある国産小麦を安定した良質なパン生地に変わっていくと、パン生地を製造するものに応用できるということと、そういった技術を開発していくというようなこと。それから、酵素反応を利用しまして大豆から大豆ペプチドを効率的に製造する技術を開発するということ。あるいは、ジェット気流を利用しまして米麦、大豆等を微粉砕いたしまして、機能性

食品等の新しい食品素材を開発するというようなことなど、地域の農林漁業あるいは農林水産物と密接に結びついた地場産業の技術開発を主たるねらいとしているわけでごさいます。

そういうことで、本事業を活用しまして、食品産業が行う技術開発を支援することによりまして、地域農林水産物の利用拡大やあるいは地場産業の振興に役立てていきたいというように思っております。

○谷本義君 時間が参りましたので、終わります。

○委員長(若林正俊君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、岸宏一君が委員を辞任され、その補欠として龜井郁夫君が選任されました。

○石井一二君 石井でございます。

最後のバックアップでございまして、同僚諸君が予定しておいた質問を聞いてしまったりする関係で多少多目に通告をいたしておりますが、全部カバーできない場合はお許しをいただきたいと思います。

大臣も御熱心な御答弁で、ふだんから大臣の御答弁を聞いておりました。さすが農政のプロだな、そういった意味で感激をいたしておるわけでごさいます。きょうは、前向きな検討をすると言っているという質問が与党から出たらその言葉そのままだと返されたり、また野党からいっものような大臣の力強い答弁が見られなかったというようなコメントをいただいたり、いろいろ御苦勞も多いことであろうと思っております。

私は、大臣が持論を言われてビジョンを披露されるという場合と、省議として決めた省の方針、見解と違う場合があり得るんじゃないかと思うんですが、それについて大臣のお考えをまずお聞きしたいと思っております。

○国務大臣(玉沢一郎君) 省議として私の考えと変わることがあるかどうかということでごさいます。

ますが、これは検討をしましてやるわけでごさいますから、まず違うことはございませぬ。ただ、得意分野とするところと得意分野でないところといういろいろあるわけでごさいます。数字に個々に立ち入ってかなりきめ細かく答弁しなきゃならぬこともあるわけでごさいますので、そういう場合におきましては資料を見ながら答弁すると。そうしますと、ちよっときょうは迫力に欠けるんじゃないか、こういうような御指摘をいただくことになる、こういうことが実情ではないかと思うところでごさいます。

○石井一二君 私は、日本農業新聞を読んでおまして、信じられないような記事が三月二日付で載っているんです。それは、コラムの欄、「反射鏡」というところ、二面ですが、「樺読み農相答弁に募る不満」と題した項でございまして、そこを読んでおりました。国会答弁で官僚が用意した答弁書を樺読みする玉沢徳一郎農相に対して与野党から不満が高まっている、質問者から政治家としての答弁を迫られても、正確を期するたを繰り返し、目線は答弁書、国会改革を目指した政治家同士の議論に期待が高まっているだけに玉沢農相の肉声が待たれている、ある専門紙が、日本農業新聞が農相批判の記事を出すのは極めて異例のこと、それだけ国会答弁も満足にできぬ玉沢農相の政治家としての質の悪さに内部の不満が募っている証拠と、日本語も満足にしゃべれぬ大臣をWTOの農業交渉に送り込んで果たして国益はしっかりと守られるんだらうかと、実に失礼なことを書いておるわけですね。

そこで、私はつらつらと胸に手を当てて考えてみたんですが、あなたが、シアトル閣僚会議宣言のWTOの第三次案案のときに、日本の多面的な役割という表現が削除されたという報道があったときに、あれは誤報だということをごさいます。これは、あれは誤報だということをごさいます。これは、削除されているじゃないか、誤報じゃなかったんじゃないか、誤報というのであればそれを訂正さ

せるのが農相として当然じゃないかと言ったわけですが、これについて現在どのようにお考えですか。

○国務大臣(玉沢一郎君) 前段のことについてはコメントしないことにします。

まず、今WTOの多面的機能についてのお話がありましたが、これは要するに凍結という結果になったわけですから、私が言う誤報といいますが、この多面的機能というものが閣僚の宣言案の中に入るかどうかと。その場合に、誤報といいますが、日本はおりた、したがって話は多面的機能が入れないでまとまったというような報道がなされたことに対して誤報だと、こう言ったわけでごさいます。

したがって、実態は三日目の日に朝六時四十五分から一時四十五分まで七時間議論しまして、結局、休憩後はその会議が再開されずに終わったわけですから、その中におきまして私が最後に発言したことは、この宣言案に多面的機能という文言を入れるべきであるという主張は絶対にしておらないわけですから、したがってまとまった案というものは出ないわけでごさいますから、そういう意味で誤報だと、こう言ったわけでごさいますので、正確に御理解をいただきたいと思います。

○石井一二君 この誤報でないという報道は、産経、朝日、日経が皆やったわけですね。それで、誤報だというのはあなたの願望であると私は解釈をいたしております。

この水かけ論をやっておる時間もございませぬので、今後、省議と一致した御答弁を期待いたしておると。そういう前提に立って、この二十三日にはいよいよ次のレベルでのスイス・ジュネーブでの農業委員会のプレネゴシエーションが始まるというわけでありますが、特に対中国という点に關連して今後WTOでどのような方針で今、農水省は作戦を立てておられるのか、行動を起こされつつあるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) まず、中国のWTO加入については、関心がある各国がそれぞれ中国と話し合いをしており、こういう状況であると思えます。我が国との話し合いは既に終わりました。アメリカとの間においても合意がなされたと。現在、EUとの間で二国間交渉が行われていると聞いておるところであります。

さて、農業交渉につきましては、中国もやはり多面的機能、例えば食料安全保障等におきましては我が国と全く考え方が同じであるということを確認したところでございます。これはいつ確認したかといいますが、漁業交渉で参りました二月二十六、二十七日、陳農業部長との話し合いの中で明確になったわけでございまして、仮に中国がWTOに加入するというような場合におきましても、特に陳部長が強調しておりましたのは、食料の安全保障というの極めて大事ですね、そういうことをやはり大事にしてWTOの交渉等にも、もし加盟が成った場合には臨んでいきたいという趣旨を言っておられました。そういうことでございします。

○石井一二君 中国との話し合いは終わったとさういわれるわけですが、どのレベルの方がどのような話をされたのか、もう少し具体的にわかりませんか。だれが交渉されたんですか、その話し合いは。

○政府参考人(石原英君) 我が国と中国との中国の加盟に伴います二国間交渉につきましては、昨年、サビスが最終的に決まっております。サビス以外の問題、特に農業分野につきましても、これはたしか一九九六年だったろうと思えますが、これは終わっております。このときには事務レベルでの折衝、これは外務省では通常、審議官クラスが対応することになっておりますけれども、各省からは課長クラス、あるいは場合によっては課長補佐クラスが入りまして交渉したということでございます。

○石井一二君 あなたの答弁を聞いてみると寝物語のような気がするんです。

そこで、私はここに日本経済新聞三月二十三日の記事を持ってありますが、農水省国際部長などの幹部数名が三十一日まで滞在しているような交渉をする。当然、私は米について、MAとSBSの将来的な我が国市場に及ぼす影響にかんがみて何らかの話し合いがなされておる、そのように思っているが、その辺はいかがですか。

○政府参考人(石原英君) 先ほど私は、農業を含む問題につきましては九六年と言いましたが、九七年の間違ひでした。失礼しました。九七年に交渉したということでございます。

それから、今、石井先生の方からお話がありました問題につきましては、WTOの交渉、この問題につきましても、多面的機能を初めとする問題につきましても、開発途上国にできるだけ我々の主張に賛同していただくという趣旨から、部長、審議官クラスが手分けしまして各国を回っている問題でございますけれども、その一環として中国に行ったものでございまして、特段、具体的な貿易の問題について交渉したということではございません。

○石井一二君 最初からそれを言ってくださいます。九六年や九七年と言わずに。今は二〇〇年ですか。

それから、米の輸入については国民の間でいろいろな意見があります。不満の方もいろいろあると思えますが、特に、なぜそうおもしろくもなく値段も高いアメリカ米があれだけ入ってくるのか、ほかの国の米は一体どうなっているのかという中で、中国米というものが極めて安い。例えば、週刊ライズ・ビジネスの平成十二年四月十日号を見ておりましたが、食糧庁発表の昨年の輸入実績を見ますと、MAでこそアメリカが一番で四七・九%、タイが二番で二一・七%と、アメリカが断トツですが、SBS輸入では中国が五二・五%、アメリカは三〇・八%というように、この格差はますます今後開いてくると思うんです。

それで、アメリカさんの言うことを聞かないといろいろやりにくいという昨今いろいろな総合的な

中で、私は米の対中国交渉というものが極めて重要な意味を今後も持つと思えますので、先手先手といろんな作戦を考えて、また我々にも打ち明けていただいて、ひとつ包括的に協議をして進めていただくのコメントに對して、大臣、何かあれば一言おっしゃってください。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 特にありません。

○石井一二君 そこで、食品流通構造改善促進法の一部改正案についてお伺いをしたいと思います。この業務の一つに債務保証というものがなされております。そして、基金が実際四億二千万円造成されておりますけれども、私の理解する範囲では過去の債務保証の実績はゼロだと思っております。これはなぜなんですか。

○政府参考人(福島啓史郎君) 食品流通構造改善促進法に基づきます機構の債務保証でございますが、資金を構造改善事業を実施する者が民間金融機関から借り入れる場合に、物的担保なり人的担保の確保が困難であって、かつ既存の信用保証制度の対象にならない、例えば第三セクター等につきましても債務保証をするものであります。これまでも第三セクター等により食品商業集積施設等の実績がなかったわけでございまして、本債務保証制度も実績がないわけでございします。

先ほど申しましたように、大店法廃止を間近に控えまして各事業のニーズが顕在化しつつあるわけでございします。本債務保証制度の活用機会もあるというふうに考えております。

○石井一二君 あと一分四十五秒ほど残っておりますが、機構の役員を見ますと、理事が四十五人、評議員が五十一人と、なぜこんなに多いのか。また、会長以下、恐らく天下られたいろいろなお方もたくさんおられますが、役員の報酬はどのようなになっておるのか。その辺をちょっとお聞かせいただければありがたいと思います。

○政府参考人(福島啓史郎君) 食品流通構造改善促進機構はいわば食品流通の各団体を網羅した中央的な財団法人であるということで、その役員に

つきましては各団体の会長クラスを理事にしているわけでございまして、理事が五十一人、監事が四名となっております。このうち常勤は理事三人でございます。

それで、報酬につきましては、常勤の役員に対してのみ支払われておるわけでございします。平成十年の決算によりますと、約一千二百万というところになっております。また、役員は、要するに国家公務員OBでございしますが、平成八年の閣議決定によります国家公務員出身者の定義によれば、専務一人ということでございます。

○石井一二君 時間なので終わります。

○委員長(若林正俊君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(若林正俊君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(若林正俊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(若林正俊君) 次に、漁港法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。玉沢農林水産大臣。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 漁港法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。我が国水産業の基盤である漁港は、国民に対する食料の安定的供給を図る上で欠かすことのできない重要な役割を担っております。

他方、このような漁港の重要性に十分配慮しつつ、地方公共団体による主体的かつ効率的な漁港の整備及び維持管理を可能とすることが地方分権の推進を図る観点から重要となつてきております。

このため、平成十年五月の地方分権推進計画におきましても、漁港法における国と地方公共団体との役割分担のあり方について、国民への水産物の安定供給、水産資源の適正管理等の観点にも留意し、抜本的に見直すこととされたところであります。

また、近年の海洋性レクリエーションの普及に伴い、漁港におけるプレジャーボート等の無秩序な放置等が全国的に増加する等、漁港の適正な維持管理を図る観点からの問題が生じているところであります。

これらの状況に適切に対処するため、地方分権の推進を図る観点からは、漁港の指定権限の一部を市町村長及び都道府県知事へ委譲する等の措置を講ずるほか、漁港の適正な維持管理を図る観点からは、漁港の区域内における船舶等の放置等を規制するとともに、放置された船舶等の所有者等を通知できない場合であっても当該船舶等の処分を行うことができる制度を設けることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、これまですべての漁港について農林水産大臣が指定しておりましたが、今後は、第一種漁港については市町村長が、第二種漁港については都道府県知事が、その区域について農林水産大臣の認可を受けて指定することとし、第三種漁港及び第四種漁港については引き続き農林水産大臣が指定することとする原則としております。

第二に、漁港の区域のうち漁港管理者が指定した区域内においてみだりに船舶等を放置すること等を禁止するほか、漁港管理者が放置された船舶等の除却命令等を命ずべき者を通知できない場合

であっても、当該措置を漁港管理者みずから行うことができるようにする等の手続を整備することとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(若林正俊君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十六分散会

四月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、漁港法の一部を改正する法律案

漁港法の一部を改正する法律案

漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四条」を「第五条」に改め、「第五条」を削り、「第三十九条の三」を「第三十九条の五」に、「第四十四条」を「第四十四条の二」に改める。

第二条中「第五項第一項」を「第六項第一項から第四項まで」に改める。

第六条を削る。

第五条の見出しを削り、同条第一項を次のように改める。

第一種漁港であつてその区域が一の市町村の区域に限られるものは、市町村長が、関係地方公共団体の意見を聴いて、名称及び区域を定めて指定する。

第五条第五項中「第一項」の下に「から第四項まで」を加え、「及び第二項」を並びに第五項及び第六項に、「取消」を「取消し」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第四項中「農林水産大臣」を「市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣」に、「第一項の指定又は第二項」を「第一項から第四項

までの指定又は第五項若しくは第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第三項中「第一項の指定又は前項」を「第三項若しくは第四項の指定若しくは第六項」に、「又は変更しよう」を「若しくはこれを変更しよう」とするときは、又は市町村長若しくは都道府県知事が第一項若しくは第二項の指定若しくは第五項の変更をしようとする場合において、第七項の認可をしよう」に改め、同項を同条第九項とし、同条第二項中「前項」を「第三項又は第四項」に、「徴して」を「聴いて」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 市町村長又は都道府県知事は、第一項若しくは第二項の指定又は第五項の変更をしようとする場合において、漁港の区域を定め、又はこれを変更しようとするときは、当該漁港の区域について、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

8 農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、沿岸漁業等振興審議会の議を経なければならない。この場合においては、第六項後段の規定を準用する。

第五条第一項の次に次の四項を加える。

2 第一種漁港であつてその区域が二以上の市町村の区域にわたるもの及び第二種漁港は、都道府県知事が、関係地方公共団体の意見を聴いて、名称及び区域を定めて指定する。

3 その区域が二以上の都道府県の区域にわたる第一種漁港及び第二種漁港は、前項の規定にかかわらず、農林水産大臣が、沿岸漁業等振興審議会の議を経、かつ、関係地方公共団体の意見を聴いて、名称及び区域を定めて指定する。

4 第三種漁港及び第四種漁港は、農林水産大臣が、沿岸漁業等振興審議会の議を経、かつ、関係地方公共団体の意見を聴いて、名称及び区域を定めて指定する。

5 市町村長又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により指定した漁港について、事情の変更その他特別の事由があると認める場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて、当該指

定の内容を変更し、又は当該指定を取り消すことができる。

第二章中第五条を第六条とする。

第一章中第四条の次に次の一条を加える。(漁港の種類)

第五条 漁港の種類は、次のとおりとする。

第一種漁港 その利用範囲が地元の水産物を主とするもの

第二種漁港 その利用範囲が第一種漁港よりも広く、第三種漁港に属しないもの

第三種漁港 その利用範囲が全国的なもの

第四種漁港 離島その他辺地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの

第十七条第一項中「採択して」を「採択し、かつ、関係地方公共団体の意見を聴いて」に改める。

第二十七条の見出しを「(漁港管理会)」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条に次の一項を加える。

4 漁港管理会の組織及び運営に関し必要な事項は、漁港管理規程で定める。

第二十八条から第三十三条までを次のように改める。

第二十八条から第三十三条まで 削除

第三十七条第一項中「農林水産大臣」を「漁港管理者」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「場合には」を「場合」に改め、同条第二項中「農林水産大臣」を「漁港管理者」に改める。

第三十九条第一項及び第二項中「農林水産大臣」を「漁港管理者」に改め、同条第三項中「農林水産大臣」を「漁港管理者」に改め、同条第四項中「農林水産大臣」を「漁港管理者」に改め、同条第五項及び第六項を次のように改める。

5 何人も、漁港の区域(第一号及び第三号にあつては、漁港施設の利用、配置その他の状況により、漁港の保全上特に必要があると認めて漁港管理者が指定した区域に限る。)内において、

みだりに次に掲げる行為をしてはならない。
一 基本施設である漁港施設を損傷し、又は汚損すること。

二 船舶、自動車その他の物件で漁港管理者が指定したものを捨て、又は放置すること。
三 その他漁港の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるものを行うこと。

6 漁港管理者は、前項各号列記以外の部分の規定又は同項第二号の規定による指定をするときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを廃止するときは、同様とする。

第三十九條第八項及び第九項を削り、同条第七項本文を次のように改める。

都道府県知事(港務法第五十八條第二項の規定に基づき公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)の規定による都道府県知事の職権を行う漁港管理者を含む。)は、漁港の区域内における公有水面の埋立てについて、同法第二條第一項の規定による免許をしようとするときは、漁港管理者の同意を得なければならない。

第三十九條第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 前項の指定又はその廃止は、同項の公示によつてその効力を生ずる。

第三十九條の三第四項を削り、第五章中同条を第三十九條の五とする。

第三十九條の二「第五條第一項」を「第六條第一項から第四項まで」に、「前條第一項」を「第三十九條第一項」に、「行なつて」を「行つて」に、「第五條第二項」を「第六條第五項又は第六項」に改め、同条を第三十九條の四とし、第三十九條の次に次の二条を加える。

(監督処分)
第三十九條の二 漁港管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、その許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、工作物若しくは船舶、自動車その他の物件(以下「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却若しくは原状回復を命ずることができる。

一 前條第一項又は第五項の規定に違反した者
二 前條第一項の規定による許可に付した条件に違反した者
三 偽りその他不正な手段により前條第一項の規定による許可を受けた者

2 漁港管理者は、漁港の区域内の土地、竹木又は工作物等の所有者又は占有者に対し、土地の欠陥、土砂又は汚水の流出その他土地、竹木又は工作物等が漁港に及ぼすおそれのある危害を防止するために必要な施設の設置その他の措置をとることを命ずることができる。

3 第一項の規定による改築、移転、除却若しくは原状回復又は前項の規定による措置に要する費用は、当該命令を受けた者の負担とする。

4 第一項又は第二項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、漁港管理者は、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合において、相当の期限を定めて、当該措置を行わなければならないときは、漁港管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。

5 漁港管理者は、前項の規定により工作物等を除却し、又は除却させたときは、当該工作物等を保管しなければならない。

6 漁港管理者は、前項の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下この条において「所有者等」という。)に対し当該工作物等を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

7 漁港管理者は、第五項の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該工作物等を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該工作物等の価額に比し、その保管に相当な費用若しくは手数料を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

8 漁港管理者は、前項の規定による工作物等の売却につき買受人がない場合において、同項の規定する価額が著しく低いときは、当該工作物等を廃棄することができる。

9 第七項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

10 第四項から第七項までに規定する工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第四項に規定する当該措置を命ずべき者の負担とする。

11 第六項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第五項の規定により保管した工作物等(第七項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該工作物等の所有者等が、当該工作物等を保管する漁港管理者に帰属する。

(負担金の通知及び納入手続等)
第三十九條の三 前條第十項の規定による負担金の額の通知及び納入手続その他負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十條を次のように改める。
(漁港施設とみなされる施設)
第四十條 第三條に掲げる施設であつて、第六條第一項又は第二項の規定により指定された漁港の区域内にないものについても、市町村長又は都道府県知事が、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認可を受けて指定したものは、これを漁港施設とみなす。この場合に

において、農林水産大臣は、認可をしようとするときは、沿岸漁業等振興審議会の議を経なければならない。

2 第三條に掲げる施設であつて、第六條第三項又は第四項の規定により指定された漁港の区域内にないものについても、農林水産大臣が沿岸漁業等振興審議会の議を経て指定したものは、これを漁港施設とみなす。

3 市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣は、前二項の規定により施設の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該施設の所有者又は占有者に通知しなければならない。

第四十一條の見出しを「(調査、測量及び検査)」に改め、同條第一項中「農林水産大臣」を「市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣」に、「第五條」を「第六條」に改め、同條第五項中「農林水産大臣」を「市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣」に改める。

第四十二條第一項中「認可をしよう」とを「認可をし、又は第三十九條第一項の許可をしよう」とに改め、同條第二項を削る。

第六章中第四十四條の次に次の一條を加える。
(経過措置)
第四十四條の二 この法律の規定に基づき政令又は農林水産省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は農林水産省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第四十五條中「二」を「いづれかに」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同條に次の一號を加える。

四 第三十九條第五項の規定に違反して基本施設である漁港施設を損傷し、又は汚損した者
第四十六條中「二」を「いづれかに」に、「十萬円」を「三十萬円」に改め、第四號を第五號とし、第三號の次に次の一號を加える。

四 第三十九條第五項の規定に違反して同項第

二号又は第三号に該当する行為をした者
第四十七条を次のように改める。

第四十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第十七条の改正規定並びに附則第三条及び第十七条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

(漁港の指定に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の漁港法(以下「旧法」という。)第五条第一項の規定により指定されている第一種漁港(その区域が一の市町村の区域に限られるものに限る。)は、この法律による改正後の漁港法(以下「新法」という。)第六条第一項の規定により指定された第一種漁港とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第五条第一項の規定により指定されている第一種漁港(その区域が一の市町村の区域に限られるもの及びその区域が二以上の都道府県の区域にわたるものを除く。)又は同項の規定により指定されている第二種漁港(その区域が二以上の都道府県の区域にわたるものを除く。)は、それぞれ新法第六条第二項の規定により指定された第一種漁港又は第二種漁港とみなす。

(漁港の整備計画に関する経過措置)

第三条 第十七条の改正規定の施行の際現に当該改正規定による改正前の漁港法第十七条の規定により定められている漁港の整備計画は、当該改正規定による改正後の漁港法第十七条の規定により定められた漁港の整備計画とみなす。

第四条 この法律の施行前に旧法第三十七条第一項の規定によりされた許可又はこの法律の施行

の際現に同項の規定によりされている許可の申請は、それぞれ新法第三十七条第一項の規定によりされた許可又は許可の申請とみなす。

2 この法律の施行前に旧法第三十七条第二項の規定によりされた命令は、新法第三十七条第二項の規定によりされた命令とみなす。

(監督処分等に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前に旧法第三十九条第一項の規定によりされた許可又はこの法律の施行の際現に同項の規定によりされている許可の申請は、それぞれ新法第三十九条第一項の規定によりされた許可又は許可の申請とみなす。

2 この法律の施行前に旧法第三十九条第四項の規定により国の機関又は地方公共団体(港務局を含む。)以下この項において同じ。が農林水産大臣にした協議に基づく行為は、新法第三十九条第四項の規定により国の機関又は地方公共団体が漁港管理者にした協議に基づく行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法第三十九条第五項又は第六項の規定によりされた許可の効力の停止、行為の中止の命令その他の処分は、新法第三十九条の二第一項の規定によりされた許可の効力の停止、行為の中止の命令その他の処分とみなす。

4 この法律の施行前に旧法第三十九条第七項の規定によりされた認可又はこの法律の施行の際現に同項の規定によりされている認可の申請は、それぞれ新法第三十九条第八項の規定によりされた同意又は同意の申請とみなす。

5 この法律の施行前に旧法第三十九条第八項の規定によりされた命令は、新法第三十九条の二第二項の規定によりされた命令とみなす。

(漁港施設とみなされる施設に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に旧法第四十条の規定により第一種漁港(その区域が一の市町村の区域に限られるものに限る。)に係る漁港施設とみなされている施設は、新法第四十条第一項

の規定により市町村長が指定した施設とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第四十条の規定により第一種漁港(その区域が一の市町村の区域に限られるもの及びその区域が二以上の都道府県の区域にわたるものを除く。)又は第二種漁港(その区域が二以上の都道府県の区域にわたるものを除く。)に係る漁港施設とみなされているものは、新法第四十条第一項の規定により都道府県知事が指定した施設とみなす。

(国土交通大臣に対する協議に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前に農林水産大臣がした旧法第四十二条第二項の規定に基づく国土交通大臣に対する協議は、漁港管理者がした新法第四十二条の規定に基づく国土交通大臣に対する協議とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第九条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六條第四号中又は第三十九條の三を「第三十九條の二第十項又は第三十九條の五」に改め、「対価」の下に「負担金」を加える。

(水産業協同組合法の一部改正)

第十条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十一條第九項第三号中第五條第一項の規定により第六條第三項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又はに改める。

(道路法の一部改正)

第十一條 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第一号中「第六條」を「第五條」に改める。

(海岸法の一部改正)

第十二條 海岸法(昭和三十一年法律第一号)の

一部を次のように改正する。

第四條第一項中「第五條第一項の規定により」を「第六條第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又はに、農林水産大臣にを漁港管理者にに改める。

(海岸法の一部改正に伴う経過措置)

第十三條 この法律の施行前に前条の規定による改正前の海岸法第四條第一項の規定による農林水産大臣との協議をした都道府県知事は、前条の規定による改正後の海岸法第四條第一項の規定による漁港管理者との協議をしたものとみなす。

(河川法の一部改正)

第十四條 河川法(昭和三十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第五項中「農林水産大臣」を「漁港管理者」に改める。

(河川法の一部改正に伴う経過措置)

第十五條 この法律の施行前に前条の規定による改正前の河川法第六條第五項の規定による農林水産大臣との協議をした河川管理者は、前条の規定による改正後の河川法第六條第五項の規定による漁港管理者との協議をしたものとみなす。

(海上交通安全法の一部改正)

第十六條 海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第一條第二項第三号中「第五條第一項の規定により」を「第六條第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又はに改める。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第十七條 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第七百九十一條のうち漁港法第十七條第一項の改正規定中「採択して」を「採択し」に、「経て」を「経」に改める。

平成十二年四月二十六日印刷

平成十二年四月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局